

# 目 次

## ○第1号（12月5日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	7
◇波多野宏美君	7
◇村上慎一君	18
◇川田敏彦君	30
◇清水健一君	42
散 会	56

## ○第2号（12月13日）

議事日程 第2号	57
本日の会議に付した事件	58
出席議員	59
欠席議員	59
説明のため出席した者	59
事務局職員出席者	59
開 議	60
日程第 1 議案第103号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第4号）に ついて	60
日程第 2 議案第107号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算（第3号）について	62

日程第 3	議案第 108号	令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第2号）について……………	63
日程第 4	議案第 104号	令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）について……………	65
日程第 5	議案第 105号	令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）について……………	66
日程第 6	議案第 106号	令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3号）について……………	67
日程第 7	議案第 97号	榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例の制定について……………	69
日程第 8	議案第 98号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制 定について……………	71
日程第 9	議案第 99号	榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定 について……………	72
日程第 10	議案第 100号	榛東村交通指導員設置条例を廃止する条例の制定 について……………	74
日程第 11	議案第 101号	榛東村条件附採用期間中の職員の分限に関する条 例の一部を改正する条例の制定について……………	75
日程第 12	議案第 102号	群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議に ついて……………	76
日程第 13	総務産業建設常任委員会	所管事務調査結果報告……………	77
日程第 14	文教厚生常任委員会	所管事務調査結果報告……………	78
日程第 15	議会広報常任委員会	所管事務調査結果報告……………	79
日程第 16	議会運営委員会	の閉会中の継続調査について……………	79
日程第 17	総務産業建設常任委員会	の閉会中の継続調査について……………	79
日程第 18	文教厚生常任委員会	の閉会中の継続調査について……………	79
日程第 19	議会広報常任委員会	の閉会中の継続調査について……………	79
日程第 20	渋川地区広域市町村圏振興整備組合	議会報告について……………	80
	議長挨拶……………		80
	閉 会……………		81

令和元年第4回

榛東村議会定例会会議録

第1号

12月5日(木)

# 令和元年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

---

令和元年12月5日（木曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和元年12月5日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期決定について
  - 日程第 3 諸般の報告について
  - 日程第 4 一般質問について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美君	2番	善養寺 孝君
3番	蜂 巢 實君	4番	村 上 慎一君
5番	川 田 敏彦君	6番	小野関 治義君
8番	清 水 健一君	10番	小 山 久利君
11番	山 口 宗一君	12番	岸 昭勝君
13番	早 坂 通君	14番	南 千晴君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓君	副 村 長	倉 持 直美君
総 務 課 長	清 村 昌一君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行君
税 務 課 長	岩 田 彦一君	住 民 生 活 課 長	村 上 誠君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一君
会 計 課 長	浅 見 英一君	教 育 課 長	阿 佐 見 純君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一君		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回榛東村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

12月に入り、紅葉に染まっていた榛名山も冬景色へと変わり、早いもので、ことしも残り1カ月を切りました。

本年を振り返りますと、天皇陛下がご退位され、新天皇陛下がご即位され、平成から令和へと新たな元号に変わった特別な年でした。

ご即位に際し、国民こぞって祝意を示すため、天皇即位の日の5月1日と即位礼正殿の儀の行われる日の10月22日が本年に限り国民の祝日となりました。11月9日には天皇陛下ご即位をお祝いする国民祭典が皇居前広場で開かれ、翌10日には天皇陛下の即位に伴うパレード祝賀御列の儀がとり行われました。秋晴れの空の下、沿道には約12万人の人々が詰めかけ拍手や小旗を振るなどして祝福しました。

一方で、本年は台風15号や台風19号を初めとし、大雨や豪雨などにより日本各地に甚大な被害をもたらしました。ここで亡くなられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞いを申し上げます。今なお多くの方が避難生活を余儀なくされておりますが、一日も早く安心できる生活に戻ることを心からお祈り申し上げます。

また9月には、隣接する埼玉県や長野県で養豚場においてCSF、いわゆる豚コレラの感染が相次いで確認されました。本県への感染拡大が懸念される中、9月27日に議会は村と連名で農林水産大臣宛てに緊急要望を提出しました。

しかし、その後、本県においても野生イノシシの感染が確認されたことを受け、ワクチン接種を開始し、ワクチン入りの餌の散布実験も実施されております。これ以上感染が拡大しないことを切に望むところであります。

今後も議会として自然災害等緊急事態が発生した場合は、必要に応じて適宜対応してまいりたいと思います。

さて、去る11月13日、全国町村議会議長会主催の町村議会議長大会が開催されました。今回は全国町村議会議長会創立70周年を迎える記念すべき年となりました。

大会では、地方の過疎化・高齢化に伴う地域活力の減退に対し地域が抱える諸問題解決に向け、全国町村議長が一致結束して行動していくことを宣言しました。また、令和2年度国の予算編成及び施策に関する28の要望と9つの地区要望を決議しました。

さらに、深刻化する地方議員のなり手不足に対し、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する特別決議を採択いたしました。また、群馬県町村議会議長会といたしましても、生活幹線道路の整備や地域医療における医師確保に関する要望を初めとする17項目にわたる重点要望

書と台風19号に伴う緊急要望及び過疎対策法の制定に関する特別要望を本県選出国會議員に提出したところでございます。

これらを踏まえ、本村におきましても、議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすため、多様な人材が議員として参画できるよう議会が自主的な取り組みを積極的に展開し、みずからの魅力を高め、住民の信頼を得るとともに、議員に立候補し、活躍できる環境を整備していかなければなりません。

本日は通告により4名の議員による一般質問がございます。

一般質問の目的と効果は、ただ単に執行機関の所信を明らかにするだけではなく、執行機関の政治姿勢を明確にし、事務執行・行政運営について、それが適切に行われているか監視する機能、そしてその上で政策提案を行うことも一般質問の大きな目的でございます。

議員各位におかれましては、円滑に議事が進行し、十分な審議により議会としての使命を達成できるようご理解、ご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

ただいまから令和元年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

5番川田敏彦議員、6番小野関治義議員を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期については、本日から13日までの9日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日から13日までの9日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明申し上げます。

1、議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案12件を受理いたしました。

2、例月現金出納検査の結果に関する報告でございますが、別添資料のとおり、8月から10月分の例月現金出納検査の結果でございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、議会運営委員会、定例会、特別委員会が説明内容のとおり開催され、議長を初め山口議員、小山議員がそれぞれ出席いたしました。視察研修におきましては、説明欄のとおり実施され、議長を初め山口議員、小山議員が出席いたしました。

4、群馬県町村議会議長会につきましては、理事会を初め、議会広報研修会などが開催され、記載のとおり出席いたしました。

5、全国町村議会議長会につきましては、例年同様、町村議会議長会全国大会がNHKホールで開催され、記載のとおり出席いたしました。

6、議員派遣結果でございますが、吉岡町文化センターにおいて議員研修会が開催され、記載のとおり派遣を行い、出席いたしました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

---

### ◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長から挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議長から許可をいただきましたので、令和元年第4回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先月29日、中曽根康弘元首相の訃報に接しまして、深い悲しみを禁じ得ないところでございます。私が申し上げるまでもなく、中曽根元首相は群馬県が生んだ名宰相でありましたけれども、在任されていた期間、これは昭和57年11月27日から昭和62年11月6日まででございますけれども、その時はまだ東西冷戦が続いていた時代でありました。また、日米の貿易摩擦問題を抱え、難しいかじ取りを求められる時代でもありました。レーガンアメリカ大統領とは、ロン、ヤス、お互いにファーストネームで呼び合うなどの強い信頼関係を築き上げまして、その基礎に立ち、日米関係はもとよりアジア諸国との関係を強化し、国際社会における我が国の確固たる地位を築きました。

内政においては、土光臨調と言われます行財政改革に大なたを振るった土光敏夫氏を会長とする第2次臨時行政調査会とのタッグで国鉄、電電公社、日本専売公社の分割・民営化などを断行されてお

ります。昭和の政治史に大きな存在感を示しまして、その功績は我が国にとってはかり知れないものがあります。心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、本年5月、天皇陛下のご即位によりまして、平成から令和という新しい時代になりました。早いもので令和元年も、もう年の瀬となってしまいました。

改めて振り返りますと、平成は災害の時代という人もおりますけれども、阪神・淡路そして東日本、2つの大震災を初め、北海道南西沖、中越、熊本などで大規模な地震がありました。また、集中豪雨や豪雪等による災害や雲仙普賢岳、三宅島、御嶽山、そして地元の草津白根山の噴火など、本当に数多くの自然災害が日本各地で起こりました。多くの方が被災しております。

令和は平穏な時代となることを願っておりましたが、ことしも全国で甚大な自然災害が起こってしまっております。10月12日には超大型の台風第19号の影響による河川氾濫、そして土砂災害などで県内の4名を含む93名の多数のとうとい命が失われてしまいました。自然の前には人間は無力だということを痛感させられたところでございます。

自然災害を避ける手段は、残念ながらありません。被害を最小限にとどめることを考えるしか今後、そういうことを考えながら今後も関係機関と連携して、防災・減災対策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。その一環でございますけれども、あす村内に所在いたします榛名女子学園と避難所として施設を提供していただくこと等を内容といたします災害時における協力に関する協定を締結したいというように思っております。

さて、本日議員各位の出席のもと定例議会が開会できますことを心から改めて感謝申し上げますところでございます。

本定例会に上程させていただく議案等について、その概要をご説明申し上げます。

議案第97号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を新規に制定するものでありまして、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案第98号から第100号までは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、これらを引用している関係条例の一部改正を行おうというものでございます。

また、議案第101号につきましては、条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の規定に基づきまして改正を行おうとするものでございます。

また、第102号につきましては、群馬県市町村総合事務組合で共同処理をしております事務について、新たな団体が加わること等、そのことについて規約変更について議決を求めるものでございます。

第103号から第108号までは一般会計及び各特別会計の予算を補正するもので、事業費の確定または確定見込み等により増減を行おうとするものでございます。

一般会計につきましては、先ほども議長のほうからありましたCSF、いわゆる豚コレラの予防のため、イノシシ等野生動物の進入防止のための柵を設置する畜産農家等に対し、県費補助に加え村費

で継ぎ足しをし、補助を行おうとその経費を計上いたしました。

以上12議案について慎重審議の上、可決くださるようよろしくお願い申し上げます、会期は12月13日までとし、ただいま決定されましたけれども、本日から9日間よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

---

◇

#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確でわかりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1 番波多野宏美議員の一般質問を許可いたします。

1 番波多野宏美議員。

〔1 番 波多野宏美君登壇〕

○1 番（波多野宏美君） 1 番波多野宏美です。

改めましておはようございます。

まず、私のほうもこれで7回目の一般質問に入るわけですが、まずは一般質問の事項に入る前に、本年にとって令和元年、先ほども議長、村長のほうからもいろんな災害の報告とかいろんな行事、天皇陛下の即位、または長年、群馬県のために総理大臣まで経験した中曽根首相も亡くなったということで、非常に群馬県にとってはいろんなことが起きております。

そういった中で、いろんな榛東村としても考えなくてはならない事項がたくさんあるわけなんです、そういった中で、私のほうも先日来から幾度なく村長のほうが公約してある内容等について、やはり細かく言えば、村民の方々がもっと知りたい、もっとこうしてほしい、そして実現をしっかりとしてもらいたいというようなことを常々お聞きしております。そういった中に、我々もその辺をただお願いするだけではなくて、しっかりと実現ができるように村長初め執行部の方をお願いをしたいというふうに思っている一人であります。

一般質問の中に今回は入れていませんが、昨日も案として、村民の願いの一つであります中央公民館の整備、給食センター、これ防災絡みですが、このことについての案が出されました。計画はあくまでも計画なんでしょうけれども、やはり我々村民にとっては一日も早い実行計画が出されるように、村長にはしっかりとその辺の計画を指示していただきたいなというふうに思います。

それでは、これ以後自席に戻り、一般質問に入りたいと思います。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それでは、早速一般質問に入りたいかと思います。

本日は全部で5項目、細かく言えば7項目。

まず1つ目に小・中学校の教育についてということで、1つ目には、小・中学校の一貫教育についてお尋ねしたいと思っております。

そのお尋ねの前に、まず、これは先日も新聞報道等で発表されている中で、同じ群馬県の中でみどり市が早々と教育委員会からいろんな説明があったわけですが、これは必ずしもみどり市がそういうふうにしたからといって、この榛東村もそれに当てはまるということは考えておりません。

ただ、考え方の中に、やはり将来像として村長も言っているように、榛東村の中で子どもたちにとって将来がにつながるような教育をしっかりとというふうに考えていただけたらとして、ここにちょっと簡単にどういうことを言っているのかということをお話しさせていただきたいと思います。

まず、15年度から文部科学省の教育課程特例校に指定され、1年生から英語指導、タブレット端末を使った情報通信技術ICT教育にも力を入れていると、こうした特殊校を引き出し、9年間通したカリキュラムを組み、より効果的な学習につなげる。両校の、小学校、中学校ですね、含めて、やはり少子化といって人数がどんどん減っていつているわけですが、そういった中で、一貫教育することで幅広い世代で交流させ、豊かな人間性の育成を目指す。その中には、名称を義務教育学校というようなことで文科省のほうからも提案がされたようではございますけれども、2016年の施行の改正学校教育法で制度化された従来の6年生・3年生の学年制の区切りを4年・3年・2年などに変えられ、中学校の学習を小学校に当たる学校で先取りするといったカリキュラム編成を可能にする。中学進学時に不登校などの問題が生じる中1ギャップの解消を目的に制度化された。校長は1人。併設系は小・中学校それぞれ校長や教職員組織を置くという提案がされたわけですが、さて、榛東村の教育委員会のほうでこの辺の一貫教育、今後どういうふうに考えていくのか、お尋ねしたいかと思います。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 小中一貫教育という中身のご質問でございますけれども、言葉の整理を最初にさせていただきます。

小中連携教育と、こういう言い方と小中一貫教育と、こういうふうに分かれております。

小中連携教育というのは小学校・中学校段階の先生ですね、教員が情報交換であるとか、交流をすると。そして、そういうことによって小学校から中学校への円滑な接続、いわゆる中1ギャップと。6年生からまたほかの学校から入ってくる子どもたちと一緒にあったり、教育環境も変わってくるとうまく接続がいかない。でも、それをうまくやろうじゃないかと、これを目指す教育を小中連携教育と、こういうふうに言わせていただきます。

今ご質問があった小中一貫教育、これにつきましては、例えば学校間の連携であるとか、先ほど言いました接続を改善しようではないかと、こういう仕組みの一つである。そして、この小学校、中学

校段階の先生方が目指す子ども像、これを共有して9年間というスパンございますけれども、そういうものを通じた教育課程カリキュラム、これをつくって系統的な教育を目指すのを小中一貫教育というふうに定義しております。

小中一貫教育は、また型が分かれておまして、先ほど議員のほうから義務教育学校と、こういう言葉ございましたけれども、これは1つの学校で1つの校長がいて1つの教職員の組織と、そういうタイプになります。それから、小中一貫型につきましては2つのタイプがあって、併設型といまして、例えば村内を考えていただくと、榛東中学校があって、北小、南小、これで連携をとっていく、これが併設型。それから、連携型というのは中学校1つ、小学校1つ。先ほど議員のほうから出ましたみどり市の東中学校、あずま小学校については、そういう形を目指して行って、行く行くは義務教育学校になるんだろうというような言葉で言葉の整理をさせていただきたいと思います。

榛東村につきましては、小中一貫校教育というふうには名乗ってはいませんが、中学校が1校、それから小学校が2校、こういうスモールメリットといいますか、小さい地域だからできるということで小中一貫教育と、こういう方向で進んでいるということは、私も平成23年にこの職につきましたけれども、この日までやれることは、そこだろうということで政策で考えております。

さらに、村内には公立の幼稚園2つありますので、幼稚園あるいは保育園も可能です。やっておりますけれども、幼児教育と義務教育、この密接な連携はできるという面で考えたときに、小中一貫教育以上のもとを取り組んでいると、そういうふうに言っても過言ではないと、そのように考えております。

大事なお話ですので、少し時間をいただきますけれども、この小中一貫教育の利点、メリットというのは何なんだろうかと考えたときに、小学校、中学校でそれぞれ取り組んでいることとして、9年間をスパンとした教育課程の編成実施が可能になってくる。それから、それに付随してくる年間指導計画も小・中であっていいと、こういうこと。特に総合的な学習というのがございますけれども、これは小学校にもあるし、中学校にもあるんですけども、見ていると小学校で難しいことをやって、中学校でそれより簡単なこととは言いませんけれども、レベルの違うことをしなくちゃいけないのに、そういう自治体もあったので、それはやっぱり子どもたちの発達を考えて、うまく年間計画をつくるようにと、そういうふうに話したこともございます。それから、子どもたちの情報が共有できる。特に課題のあるお子さんについての小学校レベルはこうだったけれども、中学校がそれをきちっと把握することによって指導の手が可能になってくるということ。それから、学校保健計画もそうですね。あとは、それにかかわって学校の安全計画。避難訓練であるとか、今災害が多いものですから、どうやって対応していくかということが可能になってくる。それから、いじめについても、いじめ防止基本方針の策定に当たっては小・中と相談をしながらつくっていい。学校の実態、子どもたちの実態によって一貫性のある基本方針ができていくと、こういうことになります。それから、本村でも特に力を入れている英語教育、実際には5年生。3年生から始めてはいるんですけども、英語について

も6年間なりのスパンでカリキュラムができる。それから、この後ご質問あるかとは思いますが、ICT教育についても同様と、そのように考えています。

そして、本村では来年度、令和2年度からコミュニティスクールという組織をつくっていきこうと、その計画を進めておりますけれども、その中でどうしても必要なのが学校運営協議会ということがあるんですけども、中学校を核として小学校2校、これ1つのグループというふうに考えて、社会に開かれた教育課程を作成して地域の協力、横を生かしていくと、こういうことがありますので、その辺も視野に考えていると。そういう中で先生方を見ておきますと、やはり小学校は小学校、中学校は中学校で渡るとですね、それぞれお互いの違いというのはあるわけなんですけれども、それを認めて義務教育の9年間、このスパンを通して子どもたちを育てるという先生方の意識が大事だろうと。それから、小学校でどういう内容をするのか、中学校でどういう内容をさせるのかということをしっかり理解した上で最終学年、中学校3年生になりますけれども、どういう子どもたちであってほしいのか、系統的なものもできているんだろう。それから、読み書きそろばんではございませんけれども、子どもたちがこの9年間で基礎的・基本的な知識であるとか、義務であるとか、そういうものが確実に習得されていかなければならないと、このように考えています。

それで、先ほども議員のほうからもお話がありましたように、群馬県の動向を見ていますと、いわゆる小中一貫教育ということで先ほど出てきたみどり市、それから桐生、太田も進んでいる方向でございますが、みどり市の小中一貫教育を見たときに、私も昔若いときにこの学校に勤めたんですけども、中学校は200人ぐらいいた。ところが、来年度みどりの東中学校では19人、小学校においては14人。これは子どもたちの減少にかかわる大きな問題であって、非常に効率の悪い教育になってくるということで小中一貫ということで小学校が1つ、中学校が1つ、そこでうまく連携、一貫教育をとって子どもたちを育てようというふうなことで、あの地域だからこそできるというのは非常に失礼な言い方なんですけれども、もうやむにやめられない状況でそういうふうな小中一貫をやっているということでございます。

榛東村を見たときに、子どもたちの数というのは多少は減って、将来的には減っていくのはわかっているんですけども、各校が400人弱の規模でございます。したがって、小中一貫校と名は名乗ってはいませんが、中学校を中心としたこの体制の中で小中一貫教育の考え方を常に取り入れながら、どうやって子どもたちを育てていくかと。村長の公約である子どもたち夢を、これを実現していくということは現在いろんな努力をしている最中ではございます。

いろんな取り組みをやっているんですけども、時間の都合もございますので、もしあればお答えしますけれども、考え方としては以上でございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

教育長の考えがよくわかってまいりました。とにかく榛東村はいろんな形で、前回の私の一般質問のときにもお話ししましたように、群馬県にとっても新聞報道等で発表されているとおり、11月10日にも榛東中で、この後質問させていただくタブレットのICT教育については先駆けとして非常に評価を受けております。

その中に立って今教育長のほうからお話があったとおり、より一層先駆けとして少子化、大事な問題ですが、どんどん進んでいってほしいな、いい教育がこの村でされるように願いたいと思います。

次に、小・中学校でのタブレットPC導入についての動向はということです。お尋ねしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 小・中学校のタブレットPCの導入のことについてお答えをしたいと思います。

9月議会でも波多野議員さんからは同様のご質問をいただいたわけですが、重なる部分がございますが、再度ご説明をさせていただきたいと思います。

新しい学習指導要領、これが令和2年度から小学校は全面実施、令和3年度から中学校が全面実施となるわけですが、その学習指導要領や学校教育の情報化の推進に関する法律などをもとにして、国のICT環境整備の方針を受けて、本村におきましては、ことしの夏季休業期間に工事を実施しまして、榛東中学校の各教室に合計25台の大型モニター、教師分と生徒分合わせて計200台のタブレットPCを導入いたしました。これは、国の示しているICT環境整備の基準をクリアするものであると同時に、他市町村に比べても先駆けた整備をさせていただいたところでございます。10月9日には、議員の皆様にも榛東中学校お越しいただきまして、実際のICT機器の整備の状況であったり、実際に教師が授業で活用している様子をごらんいただいたところでございます。

現在のタブレットPC及びICT機器の活用状況につきましても、ほとんど毎時間どこかの授業では必ず活用がされているという状況でございまして、とても有意義に活用が図られているという状況でございます。授業における学びの深まりに、学校や教育委員会としても手ごたえを感じているというところでございます。

先日、国からも報道で安倍首相が11月13日、政府の経済財政諮問会議で学校のICT環境についてパソコンが1人当たり1台となることが当然だということを国家思想として示すというふうに発言がございました。また、その後の新聞報道等でも、政府が1人1台の学習用PCあるいはタブレット型端末を無償で提供する方針を固めたということがあったところでございます。

榛東村は、その先駆けとして早くが整理ができて、活用が図られているところでございますけれども、今後の動向ということにつきましては、まだ国から具体的なものが示されてございませんので、

その無償というのがどのような形でこちらに話があるかということは現在情報等はこちらにはないので、引き続き国の動向を見て、今後のことは検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） ありがとうございます。

とにかく先ほども私のほうから話したように、榛東村先駆けということで、どんどんこのICT教育についても、より一層充実した教育なされるようということを望みたいと思います。

次に、学童保育所についてお尋ねしたいかと思えます。

まず1つ目に、学童保育所についてのその後の効果。学童保育については今般社会福祉協議会のほうで新しく変わりましたので、その動向を見て、その後はどうかということのお尋ねです。よろしくお願ひします。

○議長（南 千晴君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 学童保育所の運営状況について報告をさせていただきたいと思ひます。

この4月から新しい管理者、村社会福祉協議会さんの管理運営がスタートして8カ月が経過をいたしました。この間、新しい指定管理者のもと、実施していただいた取り組みは大きく3つあるというふうに考えております。

まず1つ目、児童のための環境改善ということで施設の危険箇所の点検を実施していただいて、その後、改修や改善を行っていただいております。

それから2つ目、学童保育所5カ所を指定させていただいて、北部第一学童保育所は開設ができていないわけですが、4カ所の学童保育所を開設しています。この各学童保育所を統括する専任の職員を配置していただいております。この方は、2017年まで前橋市社会福祉協議会に勤務をされておられて、社会福祉士や精神保健福祉士、ボランティアコーディネーターなどの資格を有している方でございます。

それから3点目、学習支援員さん、この方たちの賃金アップを図っていただいております。また、村としましては、指定管理、スタートして3カ月経過した7月に入所児童の全保護者を対象に無記名のアンケートを実施してございます。その中で、指定管理者の運営、環境、職員の項目を5段階で評価していただいているんですが、その3項目全てで、「よい」、「まあまあよい」、「ふつう」と回答された方の割合が全体の約95%を占めていたことから、高い満足度を得ているというふうには考えております。あわせて、その際、自由に意見を記入していただく欄を設けておりましたので、そこに

記入していただいたものにつきましては、指定管理者に伝達して対応をしてきていただいております。  
以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 時間がありますので、2つ目の今後の運営についてと今お答えいただいた内容が少し重なるかとは思いますが、今後の動向ですね、運営についてお尋ねしたいかと思っております。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 今後につきましても、入所児童の様子、保護者の意見を伺いながら、良好な学童保育所の管理運営が図られるように指定管理者と連携協力をしていきたいと考えております。

また、事業に係る収支状況の点検は上半期終了した時点でも実施はしておりますが、引き続き適正な執行について助言や協議、また指導などもあわせて実施を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） とにかくいろんな教育というのは対話が基本です。その辺のことは、やはりこの学童保育所についても同じかと思っております。ですから、親御さん含めて、どうぞ指導者のほうとの懇談をよくしていただいて、子どもを日ごろ見ていただいている方の意見とか、または親御さんのほうで望んでいる内容のこととか、また施設の問題もありますので、そういったことを今後よく見ていただいてご判断いただきたいと思っております。

それでは、3つ目の認知症についてお尋ねしたいかと思っております。

この認知症につきましては、非常に我々も全部含めまして、ちょっとこれも報道で発表されている内容をお話したいと思います。

厚生労働省の2016年度報告書によると、死亡者の8割は65歳以上で、死因はがんや心臓病、脳卒中、そして認知症と診断された65歳以上の高齢者は100人中15人、約700万人で、80代が5人に1人、90代は5人に3人となっている。これについては、脳には記憶や言語、注意力、空間認知、人間関係の調整など8つの機能がある。とにかく挙げますと長いので、症状としては、よくいう第1段階では物忘れ、探し物、不安、恐怖、鬱、怒り。軽度なものについては、仕事、人づき合い、家事ができない。そして3つ目に、中等度というんですけれども、自分のことができない。最後、自分のことがわからない。症状としては放尿・便、基本動作の崩壊、寝たきりと。これはアルツハイマー病の経過ということですが、非常にこれ大事なんですね。我々もあと5年もしますとその年齢に達するわけですけれども、この辺も榛東村内でも高齢者がふえてきております。こういった対策も健康保険課のほうでさ

れているのかなとお尋ねしたいかと思えます。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議員がおっしゃるように、既に高齢者の4人から5人に1の方が認知症またはその予備軍とされ、認知症の人は高齢化の進展とともに大幅に増加すると見込まれております。認知症は、ご本人はもちろん、ご家族や地域社会にも大きな影響を与えるものでありまして、この課題に取り組むことは、生涯現役社会の実現に重要な施策と認識をしております。

榛東村において認知症の施策としては、まず、認知症の人に優しい地域づくりと認知症にならないための予防策を重点に取り組んでおります。

認知症の人に優しい地域づくりとしては、現在取り組んでいることは認知症に対する理解をまず皆さんに深めていただくということでございます。

その一つとして、認知症サポーターの養成をしております。この認知症サポーターとは、認知症や認知症の人への対応について正しく理解をしていただき、認知症の人やその家族を地域全体で見守る応援者、見守り隊になっていただいている人のことを指しております。本年度は11月までに3回の養成講座を実施しております。その3回の養成講座は63名の方が受講をしております。この認知症サポーターにつきましては、平成21年度から養成講座を始めていますが、延べ349の方がこの認定というか、受講をしております。

受講者は主に中高年の方が多いところではありますが、講義内容としましては、先ほど申し上げたように、認知症の症状や認知症の方への対応方法をお伝えして見守りができるようというところをお願いしているところです。今年度はステップアップ研修としまして、サポーターになっていただいている方を対象に若いころの記憶を思い出し、語り合う回想法の講義を開催いたしました。参加していただく方にも楽しく受講できるように内容の充実を図っているところです。また、今後は子どもたちにも認知症について理解を深めて、お孫さんやひ孫さんの立場で高齢者を温かく見守り、気軽に高齢者の方にも声をかけることができる、そのような榛東村にしていくために教育委員会、学校とも連携をして事業を進めていきたいと考えております。また、地域の方の理解を深めることとして、「認知症ガイド」の配布を計画しております。これは村内の商店などへ認知症の人やその予備軍の人が来店した際に、その対応の注意点を冊子としてまとめまして「認知症ガイド」として配布するものです。これは店員の方が対応に困らないように支援するためのものでありますが、認知症の方も自由に買い物ができる地域をつくるためのものにもなります。また、この冊子には包括支援センターや警察などの相談先も記載しまして、心配だなというような思いがあったときには、そういった包括支援センターや警察とも連携して相談につなげられるようにしていきたいと考えております。現在、榛東村商工会と調整を進めておまして、小売店などに説明をしながら順次配布する予定でございます。

それから、認知症かなというふうにもなかな医療に結びつけられない、あるいはご本人や

ご家族が認めたくないというような場合もあるかと思えます。そのような事例が起きた場合は、認知症初期集中支援チームとして対応する体制を整えております。これは医療、介護の専門職、そして認知症の専門医で構成されたチームでございますが、病院の受診や介護サービスの利用ができていない認知症の心配がある人に対してできるだけ早い段階で医療、介護、そのようなさまざまサービスや支援に結びつけて、認知症の進行を抑えることを目的としております。本年度の対応事例は1件であります。これは必要な事例が発生した場合、専門職との連携を図り、早期に対応をしていきたいと考えております。また、認知症の人やご家族、地域の方がお茶などを飲みながら交流を深め、楽しみながら過ごせる場所であります認知症カフェについても支援を行うことを考えております。現在は特別養護老人ホームしんとう苑で毎月第1月曜の午前中に開催をさせていただいております。ここに今月から認知症サポーターもボランティアとして参加することとなっております。皆さんで昔の歌を一緒に歌ったり、紙芝居などレクリエーションを行い、多くの方が参加できるよう支援を行うものであります。介護サービス使っている方もいると思いますが、そのほかに社会参加活動として過ごせる場所となりますので、ここに包括支援センターもその取り組みに協力をしていくというところです。

また、認知症にならないための予防策ということを先ほどお話しさせていただきましたが、予防策としては、栄養、運動、社会的な活動に参加するということがあると思えます。これはバランスのよい食事、適度に運動することで筋力の低下を防ぎ、家に閉じこもらず地域に出る機会を持つということでございます。現在進めている施策としましては、介護予防のための教室として介護予防サポーターさんは、認知症サポーターとまた別に養成を受けている方がいますが、この介護予防サポーターが主体となって、現在村内7カ所の会場で、それぞれで週1回、予防教室を開催しております。地域で開催するに当たりまして、包括支援センターが運営の支援を行っております。また、村のほうでは理学療法士などの専門職を派遣したりして正しい知識の普及と、そして楽しく、そして継続して参加できる閉じこもりを防ぐということにつながるように村としても支援をしているところであります。

また、認知症により徘徊する心配の高齢者もいらっしゃると思うんですが、それに対しましては介護者の負担や不安の軽減となるよう、徘徊高齢者等位置情報サービス事業としてGPS機器を無償貸与する事業を実施しております。こちらは徘徊事案が発生した場合は高齢者の位置検索ができて、またそれを家族に情報提供したり、家族がまた対応できない場合は現場に急行して対応する、そういった事業となっております。このように、住みなれた地域で安心して暮らしていけますように今後も認知症の施策を推進してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 本当に認知症については切実な問題。特にこの対応に一番苦慮するのは家族ということになります。村としても、どうか村長、この辺の対応策がとられるようにですね。だか

からこそ、私も含めて何か軽スポーツ的なものとか、いろんな体を動かす機会、または人と人との接触が持てるような場、そういったものが必要になってくるのではないかなというふうに思っている一人です。

それでは、4つ目の運転免許返納についてのお尋ねしたいかと思えます。

運転免許証の支援拡充について現在の状況はと、これにつきましては、私も前回運転免許返納についてちょっと取り上げさせていただきましたが、その後、どうやら村内にもこういった方がおられるようです。要するに規定の中に入っているみたいなんです、同じ世帯の中に自分の子ども、または兄弟含めて同世帯にいる場合は、タクシー券の利用はできないということだったんですが、時と場合によっては、やはり免許返納された方が1人じゃ動けない。そうすると、その世帯の中にも、全く朝晩のような、朝から動いて、そして夜に帰ってくるという状況の方が多くてなかなかそれがしてもらえないという方もおられるわけ、村内に。そういった方への補助というものがしっかりされてないと意味がないわけです、返納しても。そういった対応策、今後しっかりまた調査をしていただいて、やっていただかないと、ある人には出ている、ある人には出ていないということじゃまた困りますので、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 高齢者の免許返納というお話でしたが、内容が村が交付しております福祉タクシー券の要件についてのご質問でしたので、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

現在、榛東村福祉タクシー利用補助金ということで、その中で交付する対象の方を定めております。

まず、高齢者世帯等ということで70歳以上の高齢者のみの世帯、それから父母家庭の世帯、父子家庭の世帯、父母のいない18歳未満の児童を養育している世帯、この方たちには1世帯に対して年間80枚、4万円を上限に交付するというものです。そのほか心身障害者の方等、手帳等をお持ちの方につきましては、その方につきましては個別に、1人ごとに交付をしますという事業になっております。

議員がおっしゃられました対象のところですね。先ほどの世帯のお話になると思いますが、世帯の中で日中全くお一人になるような、そういった世帯も対象にしているケースがございます。そのことについてお話しされていたと思うんですが、日中独居の方ももちろん対象になる場合がございますが、その際の判断としましては、まずは申請者のご家族の状況、それから近所に近親者の方がお住いの状況、そういった状況なども調査して、判断した上で決定をさせていただいている状況がありますので、はっきりと、単に日中独居ということだけでは規定していないんですが、この運用につきましては、引き続き調査をしながら進めてまいりたいと思えます。

また、参考ですけれども、平成30年度の交付は170名の方にこのタクシー券を交付したわけなんです、今年度もう既に180名の方に交付をしておりますので、年々増加をしているというところでご

ございますので、このタクシー券の交付事業につきましては、引き続き注意して運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） この免許返納につきましては、まだまだ今後ともいろんな社会問題になっておりますので続くかとは思いますが、くれぐれもその辺の落ちがないように、よく調査していただいて判断をしていただきたいと思います。

それでは最後に、しんとう若者会議の設置についてと。

これにつきましては、村長の公約の中に入っているわけなんです、まず、このしんとう若者会議の設置についての動向ということで、1つ目に、新規事業でしんとう若者会議が予算化されているが、この現在の状況はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） お世話になります。しんとう若者会議、今回、令和元年の新しい事業でございますが、まちづくりに関心のある若者たちで構成し、若い世代の自由で柔軟な発想に基づき、魅力的なまちづくり、地域の活性化を図ることを目的として設置します。

本村でも人口減少対策・少子高齢化対策は喫緊の課題と捉え、持続可能な魅力ある村をつくり上げていくためには、あらゆる分野において、若い世代の自由で柔軟な発想、意見を取り入れ支援をしていかなければならないと考えております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 今後の予定を教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 本年度中にしんとう広報やホームページで募集をし、しんとう若者会議を設置、発足会議を開催、さらに今年度中に若者会議の先進地を視察し、次年度以降につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 時間もありませんので、最後にしたいと思います。

将来に向けて若者会議をどのような方向に持っていこうと考えているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 若者会議は若者会議を中心に、若い世代が主体となってまちづくりに参画することで人と人とのつながり、その中で起業、創業、そして新たな雇用の創出など、そのようにつなげられる支援をしていけたらと思い、また村のさらなる活性化につながっていけると思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 早々と言っていてありがとうございます。

この若者会議をどうか有意義な会議にさせていただいて、これからの榛東村がますますの他市町村に先駆けて注目されるような榛東村にさせていただきたいと思っております。

若干時間が早まりましたが、以上で私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 以上で1番波多野宏美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。再開を10時30分といたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時26分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、改めましてこんにちは。

師走の月初、平日のお忙しい中、きょう区長会の皆さんが大変傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

村もいろんな施策を考えながら、また議会もそれを見守りながら、皆さんも一緒に住むこの榛東村がいい方向にいくようにと日々いろんな意見交換をしているところであります。

先ほどから皆さん挨拶にあったように、今の日本というか、ことしは特に記録的に残る高温ですか、あと暴風雨、台風でしょうね。これが何度も来て、先日か何か、どこか外国でやっている環境問題では日本が費用的等被害をこうむった面積等で世界で今回多分トップじゃないかという意見を出されたそうです。その反面、皆さんもよく最近聞くと思っておりますけれども、低炭素化ということが叫ばれていまして、地球温暖化がそのCO<sub>2</sub>が全て原因ではないと私も考えますけれども、世界中では炭素、CO<sub>2</sub>が温暖化に寄与しているということを叫ばれていまして、世界中でその問題に対しては取り組

むということ最近よく聞くとおもう思いますが、プラスチックを使わない方向で幾つかの企業がストローを廃止したりだとか、またそれも今スイスかどこかでやっている会議でも、3日か何かに経産省の大臣が日本は石炭の発電を選択肢としては残したいという発言をちょうどその会議中に国会でしちゃったものですから、その発表の中で、日本は化石賞、一番低い賞を日本はもらっちゃったそうです。要するに低炭素化に対して、日本はそれほど真剣に考えている国には入らないと不名誉なことがあったみたいです。世界中から、日本からこの地域榛東村のことを考えても、最終的には他人事じゃなくて、自分事だと思いますよ。おのおの一人一人がそんな意識を持ちながら日々努力していると、それが最終的には、榛東、日本、世界中に対して優しいことにつながるのかなと思います。

私は大体いつも3問質問させていただくんですけども、きょう区長会の皆様が来ていてちょうどタイムリーかもしれませんけれども、19号で関東を含め被害がたくさんありまして、その災害時の対応とか、村も今3番目の質問である給食センターということをきのう全員協議会の中で執行部側から説明も受けました。

皆さんは、来年4月から区長さんから今度自治会長さんという名称変更されて、自治会のトップとして、自治会の先頭として自治会の皆さんをいい方向に導いていきなり、指導していってもらわねえなんですけれども、いろんな決まりきったことをやるのは範例なり、今までこういうことがあったからということで対応はできると思うんですけども、一番困るのが災害時だと思います。なぜかという経験がありませんから。

今まで皆さんが、来年自治会長さんになって、もし大きな台風が来て自治会の皆さんが避難するか、こういう場合どうするかといったときに、それを対応するときのトップが皆さんです。当然執行側も公助として一緒に力を合わせて、皆さんもリーダーシップをとっていただいて、自治会の区民の人を誘導していただいて、それとあわせて自分たちですよ。今の区長さん含めて、私たちも含めて、みんな自分で自分の生命を守るという行動に移るということをふだんから考えることが大事なんかなと思います。きょう1問目が災害発生時の対応や防災に対する取り組みについて及びハザードマップ作成ということを質問します。

2問目が村有観光施設の有効活用ということをお聞きさせていただいて、3番目が先ほど申し上げたきのう執行側から丁寧な、スクリーン上に映し出していただいて説明を受けました。皆さんも興味あると思いますけれども、中央公民館と給食センター、この建設に対する説明を受けましたんで、それは、きのうの全協とは別に新たに質問をさせていただく予定でいます。

私が信条というか、明るい未来、あすの榛東のためにとおもう思っていて、ふだん議員活動していますけれども、以後は自席に戻って質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） まず、第1問目を質問させていただきます。

先ほど申し上げた災害発生時の対応や防災に対しての取り組みについて及びハザードマップの作成についてなんですが、今回19号というかなり事前から報道して、注意を促していただきました台風が実際榛東村にもある被害を起こしてしまったんですけども、台風発生時に榛東村の対策本部とか避難場所の私が思うには早期開設がされてなかったと思ったんですけども、この時期に対してお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お答えいたします。

台風の予想進路等々から上陸が予想されました12日の前日11日には、災害警戒本部を設置いたしました。そして、その11日の夕方に、上陸が予想される12日の午前9時から自主避難所を開設するということを決定いたしました。12日の午前8時半には、村長、副村長、教育長、課長級、課長補佐級の職員及び関係課の職員、計47名が登庁いたしまして、村内巡視等を行い警戒に当たりました。また、消防団長も朝から庁舎内で待機をしていただきまして、各分団長等々と随時連絡調整を行っていただいたというところでございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

防災に関しても本村の場合、社会福祉協議会がかなり一緒になって力を合わせて、いろいろ有事の際には活動してくれますけれども、今回の台風に関しては社協の局長とお話しさせていただいた中でも村が一緒になって一緒に活動してくれたと。

残念だったのは1つ、ホームページ上に掲載された避難警報ですか、対策本部というのが打ち合わせしたように警戒本部のまま掲載されていまして、これは村民の方が情報網として見たとき、こういう間違いがないように気をつけていただければと思います。

続きまして、先ほど現区長さんに言ったことになるんですけども、各行政区における避難所運営マニュアル、それが整備されているのか、また実際にあるとしたら、その活用が可能な状況に今現在あるのかお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お答えいたします。

各区のコミュニティセンターが村の指定避難所ということになっているわけですが、お尋ねの運営マニュアルというものは、現在、未整備の状態でございます。

各区につきましては、いずれも自主防災組織を編成していただいております、村の主権によりまして各区長を対象とした避難所運営訓練を昨年度実施させていただいております。また、平成29年度

には、19区の自主防災組織で避難所の訓練を実施いただいているところでございます。これ以外にも各区で各自主防災組織単位で炊き出し訓練ですとか、防災資機材の点検等を含め、あるいは地元には消火栓を用いた消火訓練等も行っていただいているという状況ではございますが、運営所避難所マニュアルというものは必要なものであるというふうに認識をしておりますので、来年度整備をするようにしていきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 台風後ですね、伊勢崎のある市会議員のところの報告会たまたま行く機会がありまして、そのときに雑談中で、避難所の運営マニュアルというのはその伊勢崎市は整備されているんですけども、どうもうちの村はないようですと言ったらびっくりしていました。何度も言うように今区長さんが後ろで聞かれていますけれども、榛東村の場合、海拔からいって多分津波は来ないんだと思います。火山での被害というのものなかなか想定はできませんけれども、きのうも全協の間に地震がありましたし、台風は、これは今の日本の気象状況、異常気象とかを考えると、これは大いに可能性とすれば高いので、もし暴風雨等々で今現在は区民の皆様が避難をされた現状を想定した場合、今現の区長さんが、時期的に12月だから今はないんでしょうけれども、夏から秋にかけての台風シーズンになって避難をされたときに、実際にはどんな体制でどんなことをやって、誰が避難をしてきて、どう来るかとか、これ、マニュアルというのは文字のとおり、簡単にそのとおりに動けばいいからマニュアルなんですけれども、それがわかってないと、ただパニックだけで、何も機能はしないと。これはぜひとも、お忙しい合間なんだろうけれども、避難所の運営マニュアルというのは地域の方の意見を十分酌んで、今現在の区長さん、区長代理さんと定期的な訓練をされているということなんですけれども、残念ながら、私が実際に伊勢崎市に行って、この19号の台風の後の状況の住民の方の意見等々聞いても一切役に立ちません。もう想定外です。皆さん言うように、社協の局長も言っていましたけれども、そんな暴風雨が来たというときは皆さん同じことを言うんですよ。経験したことがないんです。まして自治会長さん任期でかわれば、そのかわった方のときにとんでもない台風が来たときは経験がありません。としたら、対応もしたことがないんですから、対応のしようもありません。それを守ってくれるのは、せめてノウハウ、マニュアルですよ。

新聞報道によると、自治体職員で実際に災害に遭った経験ある職員がことしも被災された地域でボランティアとして派遣されて、罹災証明の発行だとか、事務的なことで五百何名も自主的に動いているそうです。それはその職員の方がそういう経験をしたから、そういうことができるんです。皆さんは、私も含めて榛東村ではそういう経験をしたことがありませんから、何かあったときには対応はできません。

重ねてで申しわけありませんが、ぜひ避難所の運営マニュアルは行政だけでつくるのではなく、榛東村住民の方とよく協議をされて、いいものを早急につくっていただきたいと思います。

3番目ですが、避難場所に指定されたコミセン等ですよ。これに健康面とか衛生面から考えると、冷暖房設備は必要だと思うんですけども、避難所に指定されたコミセン等々にその設備がないところには、執行側のぜひ公助で点検をされて、エアコン等の設置をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ごもっともな提言ありがとうございました。

基本的に各区のエアコン等については、日常的にコミセンを使用している各区の予算で整備してもらおうということは基本ではございますけれども、そうはいつでも各区の事情もあり、また我々もいろいろな補助とか、そういうものを取り入れた県を通じてやっていくところでございます。

ご存じのとおり、多くの区は大規模改修を今行っており、今現在2つの区でまだやっていない。今年度もやりますけれども、11区を除いて全てのところは大規模改修が終わるところでございます。これについては、大規模改修が終わった後に、自治総合センターのコミュニティ助成事業を特にそれを中心にして、助成金を活用して村のほうでも整備しているというような状況であります。ここ数年、猛暑が続いたことから、自主的に区でエアコンの設置を進めているようでもございます。村のほうでもそういうものを今現在進めておりますけれども、エアコンが1台も設置されてないところというのは2カ所、区に2カ所あります。しかし、また来年度も改修を行いますので、そのうちの1カ所については来年度に設置予定ということをお考えしております。

エアコンを含めて、コミセンの備品類は各区で必要なものを各区の判断で自主的に整備をしていただくということが基本ではございますけれども、助成でいけることについては、一生懸命村のほうでもやっていきたいというように考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

先ほど波多野議員の質問の中で、村長の公約の中の将来像に「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」と、これはずっと私も賛同して、いい将来像だなと、これに沿って議会も一緒になって住民の方に沿って頑張らんと、大したことできませんけれども、やっているところなんですけれども、たまたまきのう、先ほどご紹介したこの榛東村まちづくり計画の防災中枢機能施設整備、これを見てたら、1の20に避難所の機能という欄がありまして、避難所の生活環境の整備というところに、ウ、冷暖房機器とありました。これが村長言われるように、たまたま見たら、18区にエアコンがないんですね。私は18区でしたけれども、ちっちゃな部屋にはあるんですけども、お年寄りが集える大きい部屋にエアコンがありません。皆さんご存じのように、夏になると高齢者がマンションでエアコン、クーラーをつけずに熱中症のために亡くなっていたというのはもう一夏に何回も聞くんですけども、これ、

先ほど私申し上げたように、単純に18区のコミセンということだけでしたら、まだ少しはいいんでしょうけれども、これ村の防災計画の中には避難所指定にされているんですね。今回の19号に対しても4区では、コミセンに自主的に4名の方が、区長さんと民生委員さん、村、社協の努力もあってですけども、自主避難をされて安心してその時を過ごすことができました。もしこれがもっと大きな規模で来たときに、今現在、例えば18区にお年寄りも含めて大勢の方が避難された場合に、やはり近いところへ避難するというのが人間の行動の一番初動範囲らしいです。となったら、18区の人はい、いいんだよ、コミセンに行けばと。来たときに、いきなり大雨は降っている、人がいっぱいいて、先ほどもこのエアコンは止めましたけれども、逆に暑くて、何とかなんないかと言ったときに、これエアコンなかったら、お年寄りが体調崩したとなると、これは自然災害でなくて、また違うふうにお年寄りには優しくない結果になってしまいますので、村長の言われる、私は、ふだん、いろんなことになるべく予算を使わずにいろんな方向で自助・共助・公助ですり抜けているのがいいという話をさせてもらいますけれども、このエアコンに関しては、いろんな方面から考えたときに、避難所という指定をされている点から、なかなか言いにくいところもあるんでしょうけれども、ぜひ公助の力ですね。例えば村長言われたように、すみません、今現在で現状はないんですから、全部出すというわけにもいかないんですけども、例えば補助金をこのぐらい出すんで、あとは区のほうとも相談して、有事の際に備えるようにというふうなお考えになっていただけると、非常にこのスローガンどおりで村民の方にも区の人にも、村長、これ優しい気持ちでこういうことをしてくれたんだよということで説明ができるんでしょうけれども、長くなりました。お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど村上議員からありましたけれども、予算を使わずにということは、ちょっと私にはよくわかりません。

ということは、予算があるかないかに限らず、やっぱり住民の生活のことを考えて、あるいは避難所とかそういうものを考えて、それは村のほうでもやっていかなきゃならないと私も思っております。

そういうものについて、今後ともいろいろなことを捉えて、いろんなところで予算を獲得しながら、そして村のほうでも、それでもできなければ、来年度1つの区が解消されるというお話しましたけれども、それらを含めてやっていきたいというように考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） じゃ、村長の意向とすれば前向きに検討していただけるということで、区の方にもほかの区の方にも、村長の温かい気持ちで村民のことを考えながらやってくれますよということで、もし聞かれたら回答するようにします。

5番が今回の台風に対する注意喚起や避難指示等に対する役場からの情報手段やその方法、時期は

適切に行えたかというんですけれども、これは総務課長ですけれども、さっきのと似ているからよしますか。

もう一個、ハザードマップの作成が必要と考えているんですけれども、これはある村民の方からも村にはないんじゃないですかという質問をされまして、その作成の予定等をお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現在黒髪貯水池、桃泉貯水池の決壊に関する浸水被害想定ハザードマップは策定済みでございます。また、村で作成したものではございませんが、平成24年に群馬県が群馬県地震想定調査というものを実施いたしまして、その震度予測が地図化されております。こちらにつきましては、250メートルメッシュでの調査でございましたけれども、村の地域防災計画のほうに引用させていただいております。それ以外の災害に係りますハザードマップにつきましては、未策定という状況でございます。

来年度国土強靱化法に基づく国土強靱化地域計画を策定する予定としておりまして、この中ではリスクシナリオ、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、そのリスクへの対応方策を検討し、対応方策の重点化優先順位づけを行うということとなっております。想定リスクに備える形といいたしよるか、リスクを想定するということでございますので、ハザードマップを補完していくようなものが来年度にはでき上がるというところでございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） わかりました。きのういただいた基本構想の中でも何となく警戒の調べた地図等は載ってまして、村民の方から不安の連絡等あったら、今のようなことを回答していただければ、村民の安心につながるんかと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、村有観光施設の有効活用についてなんですけれども、創造の森キャンプ場が執行側の方も聞いているようですが、非常に好評でして村内外から訪れている方が多いです。

それなんですけれども、今のところ10月末日で閉鎖となってしまいますので、たまたま11月に入ったときですか、ふるさと公園の感謝祭ということでNPO法人の方が人を集めていただきましたけれども、その中でも、ある方が創造の森キャンプ場をもうちょっと延長して開場をしてくれないんですかという意見がありました。村の今後のお考えをお尋ねします。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村上議員、いつも施設の指導、協力ありがとうございます。

創造の森キャンプ場は、本当に議員が言うように現在好評で、今年度もまだ確定ではございませんが、利用者数が昨年より500人ほどふえております。

現在の開場期間についても議員が言うように、4月5日から10月31日までということで施行規則によって決められております。また、今年度は週末になると雨や台風などと利用を諦めちゃった方、また利用したんですが、すばらしい夜景が見えなかった方、そのような声が村にも届いております。そのような村へ届いた声をすぐに施行規則を改正し、開場延長しますとお答えしたいところなんですけれども、施設管理、特に給水施設について寒い時期、安全に維持管理ができるかなどを検討していかなければなりません。

しかし、村民また県内外からの声をきちんと聞き、本村の重要な観光資源である創造の森キャンプ場をより多くの方に利用していただき、また村の観光PRとしても利用したいと思っておりますので、開場期間の延長を前向きに検討したいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 以前にも申し上げましたけれども、外から見ると、なかなか榛東村は余り何もない村なんですよね。

ただ、総合計画等々でもありますし、ホームページでも紹介されているように、創造の森あたりからの夜景は、たしかユーチューブにもものっかって、もうマニアの人は、こんないいところへ行ってみたいと。2年前に私も言ったように、飯能のまちエネ大学というところでグループで紹介したら、ほかのグループの人が榛東村へ行って、ぜひあの夜景を見ながらワインを飲んでジャズ聞きたいと言いました。だから、アピールするには本当に有効で、場所を提供するだけで、確かに施設管理は必要なんですけれども、ふれあい住民をふやすには本当にいい施設だと思いますので、ぜひともいろんな施設等の整備も勘案されながら前向きに考えていただければと思います。

それにあわせて、前、課長に言ったように、例えばオートキャンプ場の増設をすれば、また違った世代、ジャンルの方が来ていただけますので、何しろ来ていただければ、村のほかの施設の利用もあわせて可能かなと思いますので、前向きに考えていただければと思います。

続きまして、ふるさと公園の以前のバーベキューの施設なんですけれども、これも何度か行くと、雨どいも壊れたりとか、ちょっと何かすごい重いものが通路にあって危険な箇所が見えるんですけれども、これも今バーベキューとかというのが何かすごいブームらしくて、ある企業ではあいている場所を年間契約で借り上げて、食材から何から準備しているとかというのもやっているのは情報として聞きます。

村の活性化のために、村内外から人を来ていただいて、そこでバーベキューとなると食材も村内の食材をチョイスしていただければ、いろいろ産業振興につながると思いますので、こんな取り組みができないかと思ってご質問しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、村上議員の意見を参考にして、そのようなバーベキュー、私もはやっているのは知っております。また、そのような会社というか委託先があるのは初めて知りました。そのようなことで、今後ふるさと公園の施設運営、管理等についてじっくり研究調査していきたいと思っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

[4番 村上慎一君発言]

○4番（村上慎一君） ぜひいろんな情報を得て、村のプラスになるように進んでいただければと思います。

最後に、建設予定の給食センターについて、先ほど冒頭に言ったように、きのう執行側からこういう計画、こういう予算を使いたいという説明を初めて細かく受けましたけれども、ちょうどきょう、何度も言いますように、現区長さんもいらっしゃいますので、この計画とおり予定ですよ、計画表にありましたけれども、予定や仕様、場所、あとは建設委員等々、そこら辺のことをまたご説明していただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小池賢一君発言]

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 村上議員の給食センターについてのご質問でございますけれども、現在村としましては、給食センターと中央公民館の複合施設としての整備を進めているところでございますので、両方あわせた形でのご説明をさせていただきたいと思っております。

村は中央公民館と、あとは学校給食センターの両方の機能をあわせ持つ防災機能を充実させた複合施設、これの整備計画を進めておるところでございます、これを榛東村まちづくり計画というふうと呼称してございます。

この施設は、平時においては、地域コミュニティづくりを支える生涯学習の拠点、つまり今の中央公民館としての機能を持つとともに、小・中学校や幼稚園への学校給食の提供を行う今の学校給食センターの機能、この両方をあわせ持ちます。また、災害時においては、避難所になるとともに避難者への方々への炊き出しの応急給食機能を備えた設備ともなるものでございます。

給食センターの機能につきましては、食物アレルギーにもできる限り対応するなど、最新の設備としていきたいというふうを考えております。また、整備に当たっては、防衛省のまちづくり支援事業による補助を活用することを想定して進めております。まちづくり支援事業の補助の額は、補助対象事業費に10分の7.5を乗じて得た範囲のうちの額でございます。現在はこのまちづくり支援事業の採択に向けて必要な手続を進めているところでございます。きのう全員協議会で説明をさせていただいたのと今説明をしましたがけれども、細かい仕様につきましては、これからいろいろと決めていくもの

でございますので、現時点で、仕様についてはこのような形で考えているということでございます。

あと、建設候補地ということのご質問でしたけれども、これまで建設委員会を通して検討してまいりましたのは中央公民館単独の整備計画での候補地の選定というのを進めてまいりました。ですが、今回複合施設の整備という形に移行したことに伴いまして、今まで検討してきた候補地では用地に不足の生じる可能性が出てきております。そういうことで、候補地については引き続き検討をしているところでございます。

また、建設予定時期についてでございますけれども、防衛省のまちづくり支援事業が、これが採択という形になった後、順調に進めても完成までには複数年を要するものでございます。施設整備にそれだけ期間をいただくことになったとしても、まちづくり支援事業における補助金の適用は将来的に村民負担の軽減につながるものと考えております。

また最後に、建設委員会の持ち方ということのご質問だったと思うんですけども、建設委員会という体をとるかは、また未定でございますが、大きな事業でございますので、整備に当たっては大学教授等の学識経験者からご助言をいただいたり、村民の意見を参考にしたりする機会を設けて進めていくことを現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

きのうご説明いただいたこの基本構想基本計画ですか、それをゆうべざっと見させていただきましたけれども、村が考えているいろんな補助事業の中でこのまちづくり支援事業、防衛省ですよ。今局長言われたように10分の7.5ですから、村の持ち出しは25%なんで、これが一番いいと私は思います。

支援事業の中身ですけども、事業実施に係る費用（実施設計費）、工事費（用地費）、施設整備費、こちら辺が全部網羅されているんで、こんないいのないなどは思います。ほかの文科省等々のやつでいきますと定額だったり2分の1なんで、これは先ほど村長に言ったように、なるべくお金かけないで村に有利になることがプラスになると思いますので、ぜひその方向でいっていただければと思います。

計画を見ると、これも予定表がありましたけれども、今年度基本構想基本計画、先ほど局長がご説明していただきましたけれども、私は2年前から言っているのは、執行側だけとか、建設委員会で普通は区長さんとか、農業委員さんが基本的には名を連ねるんですけども、前回打ち合わせのときに言われたように、今回はコミュニティ施設と給食の設備と防災、何かあったとき避難所としての機能も持たせるんで、前回私ども委員会が福生に同じような施設を視察に行かせてもらいましたけれども、それと同じような施設だなと。県内では甘楽町が中学校の中に給食センターを設けて、有事の際には

その食堂が全部避難ができて、横には給食センターがあると、同じような施設。それも2つの省庁の補助金を抱き合わせで使ったんで、これに似たようなことができました。

中身に関してはすごいいいことが書いてありますけれども、基本的にはこれでいいんでしょうけれども、中を実際視察で見ると、村長先ほど言ったようにアレルギー対策はできません。せめてノロウイルスとか、O157に関しては衛生面、ドライ方式等ができるんですけども、アレルギーはこれからどんどんふえちゃって、私ども委員会で視察に行ったところでも、ずばりやっているんですかと言ったら、部屋はつくりましたけれども、牛乳とかのは分けるけれども、対応できませんというのが全て、この間の大井町、福生も含めて渋川、倉渕も含めて、そういう部屋はつくったけれども、対応できない。これは榛東村の現状じゃなくて、今日本の現状だと思いますので、確かに対応としては考えていただきたいんですけども、先ほど局長言われたように、ぜひ基本構想の中では、きょう何度も言いますが、区長さんみえていますけれども、この施設をつくれば、多分公共施設なんで40年ぐらい使うじゃないですか。となると、使うのは私たちじゃなくて、私たちの子ども、孫が使います。そうすると、その人たちがこういうものがあってよかったという意見を酌み入れないとなかなかいいものがないと思いますので、ぜひ行政側と区民、村民の方がこういうことを考えているんだけれども、皆さんの意見はどうですかという座談会を設けるとか、専門的に防災だったり、給食だったり、コミュニティーなんで、前回打ち合わせさせていただいたように専門知識を持った方の意見を聞くのは、多分必ず必要だと思います。

ですから、建設委員会じゃありませんけれども、ぜひそういった村民の幅広い人の意見を酌み上げていただきながら、また専門的な知識を持った方の助言もいただきながらつくれば、せっかくいいメニューの予算を使ってつくっていく予定ですので、そんなふうにできればと思います。村長、どうですか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） すみません、今途中になりましたけれども、本当に数十億円かかる事業でございます。そして、今現在このような異常気象とかそういう中で、本当に榛東は今安心だと言われておりますけれども、いつ何どきどんなことがあるかわかりません。それにはやっぱり自衛隊もあるわけですから、それを活用した予算措置をまちづくり支援事業というのを見つかりましたので、我々はそれに今集中しているところでございます。

先ほど村上議員がおっしゃいましたけれども、文科省を悪く言うわけじゃございませんけれども、50%とありますけれども、実際は定額でございます。最大50%で、それが一定の額にならなければ、下げるだけで、それ以上過ぎてもその額は変わらないというような状況の内容でございますので、防衛省の予算を使いたいということで変更したところでございます。

今後についても、これはやっぱり村民がみんなで使うわけですから、これについては給食だけじゃ

なく、コミセン機能も住民の方々の意見を聞きながら、そして、なおかつ迅速に、これを進めていきたいというように考えております。議員の皆さんにもご協力を得ることが相当あると思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

結びにですが、今回のこの建設する予定地も含めてですけれども、最終的には、いつも言いますけれども、村、議会、村民、この三者が一体となって、うまく協力しながら公助・共助・自助をうまく抱き合わせながら、村のいい方向にいくということには変わりありませんので、ぜひよい方向にお互い協力していければと思います。

先月28日、榛中体育館であった支え合いマップづくりですか、これは参加させていただいて、そのとき、先ほど言った4区では4名の方が自主避難をされて、連携されて区長さん、民生委員さんが手厚くいろいろ共助をしてくれたと。こういうのが、村長が言っている誰にも福祉、優しい榛東村は、よく村長が言うように、榛東は人がいいんだよと言うじゃないですか。こんなことは本当に局長も褒めていましたけれども、私もはたで聞いて、こんなことが本当にできたんだから、すごいなとすごい喜びました。

少し時間があるんで、先ほどの避難所のことですけれども、実際に私が29日に伊勢崎のある方に聞いたら、あそこは利根川があるんで、氾濫の危険性があって、実際にとんでもない人が避難したそうです。そこで聞くと、学校へ行ったら、校長先生の同意がないと、校庭は入れるんだけれども、校舎内に入れないと。これもちょっと誤報があって、教頭先生が持ったからと言ってたよと言ったら、実はそれは間違いで、とうとう校舎に入るのには2時間もかかったと。

あとは、先ほどマニュアルの話をしましたけれども、誰がどこに避難するかというのは決まっていますから、一番先に避難した人は車が運転できる元気な方だそうです。そうすると、お年寄り、先ほど波多野議員が質問されたように、御年長になって免許返納しちゃった方は、じゃ、どこへどうやっていくんだと。もう車で学校の敷地に入るのに1時間の渋滞。入ったら、先ほど言ったように元気な人とか子どもが飛び回っていて、実際のお年寄りはどこにいればいいんだろうと。そしたら、いつの間にか、先ほどの計画でも言いましたけれども、体育館ですから、女子トイレは2つしかない。長蛇の列で、とうとう外へ行った人もいるし、トイレトーパーなくなったと。

マニュアルは、本当にとんでもないことまで考えないと、避難された方をその晩置くことができないようなことがあって、ある区長さんが質問されていましたが、市で行う防災訓練は実際には役に立ちません。できれば自分の自治体で想定したことをやらないと有事の際には活用できないでしょうと。

前にも紹介したんですが、愛知県のある市の市長がフェイスブックでのつけたのですが、避難所疑

似体験ということもやっています。これ、実際に障害を持たれた方とか、高齢者の方が疑似体験をすることによって有事の際にはこういうができる、こういう移動ができるということを体験しておけば動けますけれども、紙に書いたもので、これがあるから云々とかでは多分大失敗に終わるだけなんだと思います。それは先ほど村長言ったように、榛東村、結構安全なところなんです。ただ、そういう油断をしていて、もし何かあったときには、先ほど言いましたけれども、皆さん経験がありません。今までこんなことは経験してないというしか言いようがないんですけども、でも、それは言い訳にしかありませんので、ぜひそこら辺も全部勘案されて、村民の安心・安全のために一緒になって前へ進めていけるようにご協力いただければと思います、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 千晴君） 以上で村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時14分休憩

---

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、こんにちは。よく来てくれました。

私は、たまたま知人の紹介で榛東に来たんですけども、来てよかったと思っています。前橋や高崎や渋川にもすぐ通える、近い、そういうこともありますし、自然も豊かだし安心して暮らせると、こういうふうに思っています。

しかし、台風19号を経験して、ちょっとこれでいいんだろうかというふうに思うようになりました。1カ月もたたないんですけども、本当に榛東は安心・安全、自然災害も少ないと、こういうふうに思っていたんですけども、しかし何かあるかわからないわけですね。

今、NHKテレビでもやっていますけれども、テレビでやっているのは東京の直下型地震なんですけれども、どこで起きてもおかしくはないというんですね。30年のうちに来る確率は70%というんですけれども、それも30年後に来るというわけじゃないんです。あした来るかもしれないと、そういうことなんですよね。だから、そういうのを考えると、私たちは防災ということに対して非常に準備をしなければならないかというふうに思います。

以下、自席で質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 最初の質問が、防災対策の強化についてです。

榛東村は、榛東村地域防災計画という非常にページの厚いのがありまして、ここにしっかり書いてあるんです。先月27日の見守りマップのときに、社協の事務局長がこれにしっかり書いてありますと、こういうふうの説明したんですね。そのとおり、ここにしっかり書いてあると思います。満遍なく書いてあるわけですね。

防災の基本計画は、災害対策基本法に基づいてきれいに、きれいにというんですか、全網羅して書いてあるわけですが、災害対策基本法には、これを作成するというだけではなくて、それを実行するというのもしっかり書いてあるわけですね。市町村の責務というところなんですけれども、市町村は、当該の住民の命、身体及び財産を災害から保護するために地域防災計画をつくり、これを実施する責務を有するという事なんです。ですから、書いてあるだけではだめなわけですね。これを実践しなければならない。そして住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならないと、こういうふうに言われているんですけれども、そういうふうに言われている地域防災計画をしっかりと作成するだけではなくて、実行に移していくということが大事になってくるというふうに思います。

先ほど地震だとか、それがいつ来るかわからないということですが、この前の台風19号は、1,000年に1度だとか100年に1度だとか、非常にまれな大きな台風だというような言い方をされるんですけれども、これからはもう100年に1度だとか、そういう範囲ではないということなんです。

今、国連の気候変動の枠組み会議がスペインで行われているんですけれども、そこで気温上昇を、産業革命時と比べてですが、1.5度に抑えなければならないというのを大きな目標にしているということです。1.5度ふえるとどういふことがあるかという、深刻な熱波だとか嵐、大雨、台風、水不足、山林火災、食料生産の不安定が予想されていて、1.5度に抑えるというんだけれども、実際、21世紀中に今の調子でいくと3度気温が上がると言われているんですね。そうすると、さらに激しい気候変動が起こることになります。今までここは安心だったと、安全だったと言っている考えでは危険があるわけですね。そういうことがありますので、防災計画をしっかり守っていくということになるというふうに思います。

先月27日に見守りネットワークがありまして、そこでいろんな話をされたり、経験をされたり、それから作業をしたりしました。

1つ目に、先ほど村上議員の質問でハザードマップのことがありました。それから、避難ルートのことがありました。先ほどの課長の答弁で、ハザードマップについて、今2カ所あるんですけれども、これをもっと広げていくという内容の話があったんですが、広げていくという内容を、もう少し時間的な問題と、全村のどういう地域に広げていくのか、全区が持つようにするのか、それをもう一度お願いします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村上議員への答弁で、広げていくというふうに私は申し上げたつもりはございません。

村上議員に答弁させていただきましたのは、来年度、国土強靱化基本法に基づきます国土強靱化地域計画というのを策定する予定としております。その計画策定の中で、起きてはならない最悪の事態というのを想定した上でその対応を図るということでございまして、ハザードマップについては、村上議員に答弁させていただいたとおり、黒髪貯水池と桃泉貯水池の決壊に関する浸水被害想定のは作成済みということでございます。

来年度の国土強靱化地域計画を策定する際に、当然そういったものもベースにしながら、あらゆる災害というのに対応するための方策を、計画づくりをするということでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ハザードマップがこれからの計画でつくられていくということになるかと思うんですけども、ハザードマップそのものは、全区にやっぱり必要なんだと思います。災害がどういふふうに起きるかわかりません。

この前、私は21区なもんですから、21区のテーブルでみんなで地図に危険箇所を書いたんですよ。前年度はそこまではしなかったんですけども、今回、危険なところを地図に記してみようという話になったんです。それは、1つは富岡の土砂崩れで死亡者が出たところ、あそこは傾斜が20度以内なんですよ。20度以上は危険だということで危険地域と言われるらしいんですけども、あそこは20度以下だったもんですから崩れることはないんだということで、市からも危険地帯とは言われていなかったんですよ。それが今回は崩れて死者まで出したわけです。

ですから、警報も出ていないところと、そういうのがありましたもんですから、私たちのテーブルでも書き出してみたいです。そしたら6カ所ぐらい出たんですよ。あるところは盛り土のところなんです。榛東の地形は、聞いたら火山の固まったところがかたいんだというのがあったんですけども、盛り土をしたところで、コンクリートの盛り土のところはいいんですけども、石で支えているところがあるんですよ。それは住宅なんですけれども。そういうところが落ちた場合というのが、私は3回目なんですけれども、ことし初めてそういうのが出ました。住民と話し合っているいろいろやっていくと、そういう危険なところというのも出てくるというふうに思います。

今、社協が主催でそういうのをやって、地図そのものは区長さんが持っているということなんですけれども、それをつくる必要というのは、国の計画とか、そういうのとは別に、榛東独自でもそういうところはぜひやってほしいと思うんですけども、村長、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど総務課長のほうからも答弁させてもらいましたが、いろいろなことを想定しながら、来年度改定をしながらそれは見ていくことではないかなというように思います。

去年か、いつかはちょっと忘れてしまいましたけれども、前のときに、子どもが塀が倒れて亡くなった事例がありました。それを受けて、国のほうからも、県からも、その調査等をして、なるだけ民間も含めた危ないところを直すようにというようなことで、たしか去年、小学校とか、そういうところのものを工事させてもらった。民間のことについても、これは危ないですよということをやった経緯があります。

逆に事が起きたからというより、今、川田議員がおっしゃるとおり、事前にそういうものを把握しておくこと、そして、その把握したものをどういうふうに伝えていくかということも、改定の中でいろいろ研究されていくんじゃないかなというように思っております。勉強させてください。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひそういう方向で、—————は、今、区が持っていますけれども、これを村もぜひ持っていただきたいと思います。

それから、こちら側で、村の側で見るのとまた、地域の住民がやっぱり一番よく知っているわけですよね。ですから、区、それから班、そういうところで、いろんなここは危険じゃないかというふうなところを出してもらって、そういうのをぜひ計画に入れていってほしいというふうに思います。

それから、次に、避難ルートの件なんですけれども、榛東は、区でそれぞれコミセンが避難場所というふうになっていますから、さっとできることもあるかと思うんですけれども、日常訓練というんですか、これはやっぱりできていないんですよ。この前、見守りネットの中で長岡の4区の方が、日ごろのいろんなコミュニティーの、コミセンを中心とした長寿会の人たちの集まりの中でいろいろ話をされていて、それから、逃げるときはこういうふうに逃げようとか、誰さんは誰さんに連絡しようとか、非常に細かくやっているというのがありました。

避難ルートについて、今、社協のほうは一定程度各地区で始まっているところがあるようなんですが、それは村としては今つかんでいるか。それから、もう一つは、そういうのを実際に訓練としてやる計画というのはあるんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現在、村でつくっていますハザードマップについては、先ほど申し上げた貯水池の決壊に係るハザードマップということでございまして、当然避難ルートというものも村で定める必要があるわけでございますけれども、現在のところ、避難ルートについてはまだ策定をされておられません。したがって、避難ルートの訓練といったことは今できていない状況でございます。

社協のほうでというお話でしたけれども、村と共催で毎年行っております。4区の中でというか、

ご紹介いただいたのは支え合いマップですね。各区で毎年つくっていただいているということなんですけれども、村上議員のご質問にもお答えさせていただいたんですけれども、4区では、その支え合いマップの対象者である避難行動要支援者のお宅までのルートを支援する方が現実に通ってみてどうか、そういったものを点検、訓練されたというようなお話でございました。

○議長（南 千晴君） 休憩します。

午後1時15分休憩

---

午後1時16分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開します。

5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ちょっと言葉を間違えました。

ハザードマップ、それから避難ルートは改めて確認をして、ハザードマップをつくるという意味です。これからつくってほしいという意味です。これをつくって、そして避難ルートも確認をすると、そういう方向でぜひお願いしたいというふうに思います。お願いしたいというか、もし何かあったときには大変なことになるので、そこはしっかり防災計画に基づいて、この防災計画には、ハザードマップをつくる、それから避難ルートをちゃんとつくる、訓練もすると、これがちゃんとあるわけですから、それから点検もすると。これは村がやるということになっているわけなんですよね。ですから、それはしっかりやってほしいというふうに思います。

それから、次に、防災無線の件なんですけれども、住民に緊急に知らせなければならないわけなんですよね。避難の指示のこともあるし、それから避難の勧告もあるし、警報もあるし、聞いている人から見ると違いがわからなければならないわけですよ。今すぐ逃げるんだか、まだ警戒していればいいんだか、準備をしていけばいいんだか、それが聞き取れないところが多い現状です。また、防災のラジオ、そういうのもあるかと思えます。しかし、これは全村民に徹底するということになると相当緻密にやらないと、音もする、それから車も出る。それから、個々に高齢者、避難の大変な人には声かけをすとか、かなり細かくやらないと十分徹底できないというふうに思います。これの徹底についての予定というのを教えてください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 即時性ですとか同報性という観点から最も有効な情報伝達手段は、今お話しいただきました防災行政無線であるというふうに思っております。

また、今お話しいただきましたけれども、聞こえづらい等のご指摘をいただいている地域もあります。また、最近の住宅ですと機密性にすぐれていまして、なかなか屋内にいたんでは聞こえづらいと

というような部分もございます。本年度、これらの実態を把握するために、電波伝搬状況の調査を行う予定としております。本年度行います調査結果に基づきまして、対応を考えてまいりたいというところでございます。

現在聞こえづらいという部分を補うという意味もございませうけれども、情報伝達手段方法の一つとして、村のホームページへの掲載、あるいはご登録いただいた方にメール配信、しんとう安全・安心メールというもので無線放送を行った内容と同様のものの配信を行っておりますので、特にしんとう安全・安心メールにつきましては、災害時はもちろんのことですけれども、それ以外の緊急性のあるものですとか、注意を喚起するもの等についても現在配信を行っているところでございますので、こういった配信サービスがあるんだということも住民の皆様にも周知をしていきたいというふうに考えております。

また、毎月の広報に必ず出しているんですけれども、そのメール配信の登録のことも村広報紙に書いているんですけれども、無線放送が流れて聞こえづらかったな、でも何か放送していたよなというときには、電話をかけていただきますと直近の防災無線の内容が音声で、流れた内容がそのまま聞けるというものも用意しておりますので、そういったことのPRも引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） 川田議員、先ほどのハザードマップを各区が持っているというところの訂正はしないということですね。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ちゃんと訂正します。

○議長（南 千晴君） じゃ、今指しますので、一応一言そこで言っといてもらっていいですか。  
5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 先ほどの発言の訂正で、各区がハザードマップを持っていると言ったのは、支え合いマップの間違いです。

住民への緊急通報、伝達は、いろんな形でやるというふうに今言われています。これは本当に緻密にやってほしいと思います。

ちなみに、ちょっと葛飾区のを見たんですけれども、榛東が37カ所、防災のスピーカーがあるんですけれども、葛飾区は榛東よりちょっと面積が大きいんですけれども、面積を同じくしたとしても、榛東の4倍以上スピーカーがあるんですね。131カ所、それではあつと伝えると。そのほかメールとか、それから各区でも細かくやっているようです。いろんな全国の経験がありますので、一人残らずこれは徹底しなければならないということなので、調査研究をぜひ強めてほしいと思います。

それから、次に、災害に強い地域づくり、むらづくりということですね。被害に遭ってからでは手おくれになるわけですね。

きのう配られた榛東村まちづくり計画の中の被害の想定というところがありましたけれども、関東平野の北西縁断層帯主部を震源とした地震マグニチュード8.1が発生すると、榛東村においては震度6弱となることが想定されるというのが出ていました。死者が1.1人と。0.1人ということはありませんから、2人もう死者は出るんだとはっきり言っているわけです。負傷者は38.4人と、もう40人近くの人が負傷するんですよと。それから、避難する人も1,254世帯は避難するんですよと、そういうのが想定されますとここにあるわけなんですよね。確かにこれはもうかなり近い確率である可能性もあると。そうすると、もう死者と、ここまで出ているわけですから、これを起こさないようにするしかないわけですよね、手おくれにならないように。

ということは、防災計画の実施、それからまちづくり計画、この中にも、先ほど言ったようないろいろ細かい防災の対策というのもしっかり位置づけていく。都市計画プラン、総合計画、これは何年後とありますけれども、毎年見直すというのもありますし、きのうはこうにまとまった形でも出ました。これの位置づけをさらに強めてほしいというふうに思います。村長、じゃ、回答をお願いします。○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 教育委員会のほうから午前中も話をしましたけれども、いずれにしても、今度の防災対策に対するコミセンの問題、給食センターの問題等の中にそれは十分反映しなきゃならない。そのときに考えられるものをやっていかなきゃならない。しかし、それだけじゃなく、もしできた暁には、その後においても順次改定しながらやっていかなきゃならないし、その順次改定することも、ここに書いてないからこれはできないとか、そういうんじゃなく、やっぱり職員とか、いろいろな人たちに臨機応変にできる教育というんですか、そういうこともしていかなきゃならない。言うなれば、ソフト、ハード両面を一緒にやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひそういう方向でやってもらうのと、それから、重点的にやってほしいというふうに思います。起きてからでは大変なことになりますから。

では、次にいかせてもらって、広域応援についてです。

この広域応援は、近隣市町村、県外、それからいろんな協定を結んでいるところとの協定、それから応援、総合支援ということになります。これについて榛東は、大井町、大洗町、それから葛飾区などとも結んでいるということです。広域応援について、全体的なこともあるかもしれませんが、葛飾区のことをちょっと最初にやりたいと思います。

これも今、NHKで夜10時からやっているんですけども、きょう3日目で東京の水没のをやるんですよね。東京直下型地震が起きたときに、3日目に大水害が来るということなんですね。これはなぜかという、荒川の堤防の決壊ということなんですね。すると江東5区はほぼ水没するということ

になります。テレビでもあったんですけども、荒川の堤防は、既にもう水が出ているんですよ。しみ出してきて、もう中に水が入っているわけです。本当にあそこに強い圧力が加われば決壊するということになる。そうすると、東京の人たちはもう県外に行くしかなくなるということになります。

今、大井町とは防災協定というのを結んでいて、しっかりと書いてあるわけです。しかし、葛飾区との協定を見ると、第2条の(3)だけ、1行だけなんです。大規模災害時の相互応援というのがあって、それだけなんです。これはやっぱりもっと強めていく必要があるかというふうに思います。その計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 大井町と平成27年に協定を結んでいるわけですが、大井町の協定につきましては、大規模災害時における相互応援に関する協定ということで、災害発生時に特化した協定でございます。一方、葛飾区とは平成29年に協定を締結させていただいたわけですが、こちらにつきましては、榛東村との連携・協力に関する協定という大きな枠組みでの協定でございます。その中の一項目といたしまして防災に関する事項というものが、大規模災害時の相互応援ということで協定を締結させていただいているという、そもそもの協定の趣旨の部分異なるということはまずご理解をいただきたいと思っております。

また、冒頭、大洗町ともというご発言がございましたが、大洗町とは友好都市の協定ということで、災害に関する事項は協定の内容としては盛り込まれてございません。

葛飾区との防災の関係をより具体化するべきではないかというご指摘でございますけれども、相互支援の内容につきましては、必要に応じまして葛飾区と今後協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは村長に質問と要望なんですけれども、葛飾区とは産業振興の協定も結んでいます。それから、葛飾区を見ますと、防災協定を16自治体と結んでいるんですよ。それを見ますと、これは茨城の稲敷市との協定なんですけれども、ずっと第9条までしっかり書いてあって、そして応援のところにも被災住民の受け入れというのがあるんですよ。

私は思うんですけども、例えば大井町はこの前文教で行ってきまして、あそこは独自に避難できる場所があるんですよ、丘もあるし、それから建物もあるし。ところが、葛飾区は本当に逃げるところがもうないんです。なもんですから、葛飾区は、関東近県とも16自治体のところと結んでいて、今は茨城のあれでしたけれども、茨城が2つ、それから埼玉が2つ、千葉が2自治体、それから、遠いところは岐阜とも結んでいるんですよ。福島、岐阜、宮城、それから栃木も2自治体。

榛東村は、産業振興ももちろんですし、地の利というのが非常にあるわけですよ。東京からもす

ぐ高速道路や新幹線でも来られますし。それから、今、台風の状況の予測も3日前ぐらいからもうはっきりわかるようになってきましたから、例えば葛飾区の高齢者の人が早目に避難すると。空振りでもいいんですけども、被害がないように早目に避難するんならできるわけです。そういうところで、榛東村が地の利を生かして受け入れるということもできるわけですね。

葛飾区はいろんなことを求めているわけですから、榛東がそういう話を持っていけば、向こうもそれじゃというふうにかなりいい話ができるんじゃないかと、これは私が勝手にそう思うだけなんですけれども、こういうところから災害協定、それから産業振興も含めてなんですけれども、いろいろお互いに助け合うことができるというふうに思います。村長、どういうふうに考えているでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 確かに川田議員がおっしゃるとおり、榛東村については、宿泊施設とか、そういうのがない。そして受け入れをまともに考えれば、本当に弱小な地でございます。しかし、今回の台風とか、そういうものについても、私も、葛飾区、あるいは大洗、大井町というところには必ず電話で状況を聞いて、何か助けることがあるか、榛東においてはこうですということで連携をとらせてもらっているものが現状でございます。

そういう中において、何もなかったんですけども、東北の地震についても原発の事故等がありました。これらについても、協定はなくても、その下の社協の温泉のところを休館にして宿泊施設に使ってもらったというところでやっているのが現状でございます。県内においても全町村と協定を結んでおりまして、いざというときには23町村で相互に、協定はなくてもやりましょうというような話にもなっております。

そういう中において、これからも、協定があるなしにかかわらずでございますけれども、特に葛飾区等は海面ゼロメートル地帯でございますので、それらについて、何かというときには応援体制をとりながら、こっちへ避難できるようなこともやっぱり考えていかなきゃならない。それは産業等も含めて、同じようなことでやっていきたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひいろんな、産業だけじゃなくて、こういう相互支援、せっかく協定があるわけですから、これを豊かにして行って、私たちのできることをしていければというふうに思います。そちらの努力をぜひ村長にお願いしたいというふうに思います。

それから、次に、開かれた村政に向けてということでの質問です。

真塩村長が平成27年に村長に再就任されたときの挨拶があります。それは、透明感があって、かつ信頼される村政をやるんだと、こういうことですね。本当にこれはこのとおりやっていただきたい

と、こういうふうになれば本当に理想だと思います。こういうふうになってほしいと思いますけれども、透明感と信頼される村政というのは、やっぱり連動してることだと思うんですね。村のいろいろな情報を村民に、また議会にも出していくと。その上でいろんな論議もして、そして信頼される村政ができていくんだというふうに思います。本当に私は、真塩村長のこれは本心だと思います。そういうふうな村をつくりたいと思います。

今の時点で、真塩村長、このときの挨拶はしっかりできているというふうに思っているでしょうか。  
○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 透明性とか、いろいろな問題について、何しろいろいろなことを言ったり、あるいは情報公開とか、そういうものを含めて、どうしても機密なものもあることは確かです。これは出さない分にしても、いろいろなことで議会、あるいは住民の皆さんと話をしたりなんかするときも、透明性を持ってやっていく、やっていかなければならない。私は、これは口で言っているんじゃない、本当に透明性を持ってやっていかなきゃならないというふうに思っております。これからもそういうものに努力していきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 村長のそういう気持ちはわかりますけれども、私は、議員になって2年半の議会での経験で、どうもちょっとこれはおかしいんじゃないかと思うことが何回かあります。

昨年の6月議会で茅野遺跡の保存計画のことで質問をするときに、保存計画構想というのがあったんですね。それがなくて私も質問ができませんということでしたので、しかし閲覧のみということなんです。あれはA3版でページ数も多いですから、閲覧だけではしっかり見られないんですよ。でも何とか手に入りましたので、それを見て質問することができたんですけど、茅野公園の保存整備構想というのは、本来、議会事務局に、図書館にあつていいやつなんですよ。議員は自由に見たり、それから、もともとがあればそれをもったり、なければコピーしたりと、これは基本構想ですから誰が見たっていいわけですよ。それをコピーはだめです、うちへ持って行ってはだめですと、こういう対応だったわけです。まして基本構想の前文に、ぜひ村民の皆さん、これを見てたたき台として意見をくださいと、こういうふう書いてあるんですよ。だから、こっちが要求しなくたって、そちらから見てくれという文章なんです。それがそういう対応だった。

それから、前回の村議会では、村と大同の基本協定、個別協定があるわけですよ。どこの町村もあります。それを私が言ったときに、やっぱりそれ出なかったんですよ。それは今もないんですけど、ほかの議会ではもう出ているんです。それから、議会に出ていますからマスコミだって持っているんですよ。だけどそれを議員が言っても出さない、こういう状況なんです。

改めて今の状況から見て、村長が目指しているところと若干違ってきているかと思うんですけど

も、現状から見てどうでしょうか。これは村長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

---

午後1時44分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） どういうものが資料請求されたかどうかというのは、本当に私自身、回ってきていないというんですか、回ってきたんだけど、そのまま判こを押しちゃったかもしれませんけれども、議員に対する資料提供のあり方については、今、議会のほうともやっているところでございます、基本条例の問題で。

茅野遺跡の整備計画の図書を提供しなかったということについては、川田議員、これで私どものほうが透明性を欠いているということ、それだけを捉えてやったとしたら、ちょっとご勘弁を願いたいというように思います。出すべきものはちゃんと、今、川田議員がおっしゃったとおり、もう議会に出して、新聞記者のほうでもそれはわかっているというものをいせなかったということがよかったですか、本当に議会には出していたところだと思っておりましたので、ご勘弁を願いたいと思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 大同との基本協定、個別協定は、建設課に言っているということだったんですけども、後でそれは渡せませんと言われたことがあったものですから、それが村長のところに行っていなかったということでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、私の頭の中にそれが入っておりませんでしたので、私のところに回ってきたかどうかというのは後で確認します。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それでは、今、基本条例ということが出たんですけども、基本条例は今やっているところです。そこで、議会での資料請求について議会や議員からあったときには、村長等は誠実に対応するものとする、言葉はちょっとまだ決まっていなくても、そういうのを入れたらどうかなんていうのも今出ているんですね。

議会か委員会がちゃんと頼めばもういいんですけども、あと議会や議員との信頼関係というんで

すか、こちらは攻撃するために資料請求するわけじゃないですから、よりよい村政を目指して資料を請求するわけですから、そういう資料というのは出してほしいというふうに思います。

それから、資料請求に村長等は誠実に対応するものとする、これを入れるというときに、会議の後なんですけれども、議員同士の冗談話の中で、そういうことを言うともっと見せなくなるよなんていう話が出たんですよね。それは冗談で言っているんですけれども、やっぱり本当にそういうふうになっては困るわけですよね。こちらがそういうふうになると、なおそんなふうになっちゃうと、そうなるのはやっぱり困ります。本当にこういうのもお互いの関係でやるわけですから、こちらはプライバシーの問題にひっかかるようなことだとか、重要な機密だなんていう資料を出せと言っているわけではありません。ですから、資料請求にも応じてほしいというふうに思います。

それから、そういう冗談が、別に本当にたわいのない冗談なんですけれども、そういうのが出るなんていうのも、やっぱりこの間のことがあるかと思うんです。何か言うと、仕返しじゃないけれども、そんなふうになるなんていうのは、私たちも、意見を言う議員が打撃を受けるような、そういう場面なんかも目の当たりにしましたから、やっぱりちゃんと意見は意見で言う、資料は資料で出す、それはそれでちゃんと対応してほしいというふうに思います。

今後、資料について、先ほど村長からありましたけれども、改めて私たちのいろんな議員活動、そういうのを保障してもらおうという立場から、良好な関係ということで、資料請求にも応じてほしいと思うんですけれども、最後に一言お願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 資料というものを出せるものについては大いに出していく。ただ、村民との関連とか、個人情報の問題もありますけれども、通常、村民から出たときに必ず料金を取っているわけですね。そういうものと類似のものについては、逆に公平かどうか、あるいは、できれば今、特別委員会でやっている、それを踏襲しながら我々のほうも検討して、そのときはまた議会とも相談しながらやっていきたいというふうに思います。

これは聞いていないと思うんですけれども、川田議員もご存じのとおり、何かの、フッ素の問題とか、そういうので何か覚書があるとか、あるいは、ある人からは誰かが10億円もらったとか、そんなあり得ないことを平気でやることに私は憤慨しております。逆に覚書があれば、私はそれは村のためになる、我々もそれはしっかり見つけているんですけれども、どうしてもないということです。ないものはないということで我々ははっきり申し上げて、10億円なんていうのは絶対取りっこないんで、その辺もご理解願いたいというふうに思います。

○議長（南 千晴君） 以上で5番川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時51分休憩

---

午後2時7分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君登壇〕

○8番（清水健一君） 皆さん、こんにちは。川田議員の後でやりづらいんですけども、頑張って質問していきます。

8番清水健一でございます。通告に従い、高齢者支援について、地域包括ケアシステムについて、防災対策について、小児がんの早期発見について、順次質問いたします。

本村の高齢者人口は年々増加し、平成7年の1,596人、高齢化率12.7%から、平成27年には3,378人、高齢化率23.6%へと、ほぼ2倍の増加となっています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者数が4,021人、高齢化率28.7%、3人に1人が高齢者ということが予想されています。

今後の高齢化の進行に向け、高齢者の豊かな知識と経験を生かせる施策や高齢者が積極的に社会参加する機会を確保したり、少子化等により活力を失いがちな地域社会を高齢者自身が原動力となって積極的に支え、幅広く活躍できる社会を構築できるよう、あらゆる角度から高齢者支援策を整備する必要がありますと考えます。

以降、自席に戻り、質問をさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 近年、高齢者を狙った詐欺や消費者トラブルがふえています。こうした高齢者を狙った詐欺の手口は、手をかえ品をかえ、年々巧妙になってきているようです。こういった特殊詐欺などの犯罪から村民、特に高齢者を守るために、行政として対策をすべきと考えます。

そこで、本村における特殊詐欺被害の状況、現状はどうなっているか、お伺いします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 群馬県、それから渋川警察署管内の数字を申し上げます。

平成28年から本年10月末現在でございますけれども、これは歴年でございます。

平成28年が県内で222件、被害額が約5億4,000万円、うち渋川警察署管内の件数が10件、被害額が約2,000万円。平成29年度、群馬県の件数が253件、被害額はおよそ4億2,000万円、うち管内件数は9件、被害額は1,100万円。平成30年、群馬県212件、被害額は3億7,000万円、管内では件数が7件、被害額は860万円。本年10月末までの時点での件数が、県内206件、被害額は約4億6,000万円、渋川署管内の件数は11件、被害額は約1,100万円という状況でございます。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 2018年に発表された警視庁の調査によりますと、被害者の75%が70歳以上の高齢者で、男女別では、79%が女性という結果が出ています。

また、2014年度の調査結果によりますと、周囲の見守りが必要な認知症など的高齢者に関する相談も増加傾向にあるとのことです。認知症では判断力が低下しますので、悪質な勧誘などに遭ってよしあしの判断がつかず、誘導されるままお金を支払ってしまうことが多いようです。既にお金の管理が難しくなっている場合も多く、被害に遭いやすいと言えるでしょう。

詐欺でなくても、必要のない高額な買い物をするなど、ふだんから生活費が管理できない場合は詐欺に遭うリスクも高くなります。また、認知症の症状により、詐欺師を自分の家族など信頼する人物と思い込み、被害につながるケースもあります。

本村では、高齢者の犯罪被害防止対策はどのように行っているか、お伺いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議員ご指摘のとおり、さまざまな犯罪がある中で、高齢者は特に特殊詐欺のターゲットとされているという状況でございます。村では、県、警察、他の市町村及び関係団体等と連携いたしまして街頭啓発を実施していますほか、機会を捉えて啓発品を配布する等により、注意喚起を行っております。

また、群馬県警察本部では、メールアドレスをあらかじめ登録することによりまして、上州くん安全・安心メールというものを配信しております。これは本村の安全・安心メールと同じ仕組みでございますけれども、私もこの警察のほうの登録をしておりますけれども、ここ数カ月、特に県内でも特殊詐欺の予兆電話が頻発しているというような状況にありまして、注意喚起の配信がほぼ毎日行われております。

また、本村でも、先ほど申し上げました安全・安心メールで、警察からの依頼に基づいて注意喚起のメールを配信してございます。災害のときのお尋ねでも申し上げましたけれども、こういった配信サービスをしているということを今後も住民の皆様へPRしていきたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 高齢者が格好的になっている現状は否めません。そんな特殊詐欺被害を未然に防ぐ対策として有効なのが、詐欺被害等防止機能つき電話機です。詐欺被害等防止機能とは、固定電話と電話回線の間接続する録音装置のことです。電話の呼び出し音になる前に、「この電話は、振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。また、不審な電話は警察へ通報します」と電話の相手に警告メッセージを流すとともに、通話内容を自動的に録音することがで

きます。

こうしたものがあるので、本村としても、高齢者の特殊詐欺被害を防ぐために詐欺防止録音装置のついた固定電話を高齢者に貸し出したり、購入費用の補助を行うべきと考えますが、本村の見解を伺います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 録音装置付きの電話機の件でございますけれども、県内の状況を調べさせていただきましたところ、そういった装置のついている電話機の貸し出しを行っている市町村が8市町村、また、購入費の助成を14市町村で実施しているということでございました。

また、渋川警察署でも録音装置付きの電話機が27台あるということでございますが、これの貸し出しを行っているということでございます。

近隣の渋川市におきましては、本年度から購入費の一部補助を実施しているということでございます。

先ほど答弁の中で申し上げました県あるいは警察と連携するという部分なんですけれども、ちょっと持ってきてみたんですけれども、こういったチラシ、これは群馬県と警察本部で共同して作成しているものなんですけれども、その中で、こういった特殊な装置でなくても、もともと電話機についている留守番電話をとりあえずオンにしておくというような方法もあるということもこちらに書かれてはいるんですけれども、そういった録音装置付きの電話機が特殊詐欺を未然に防止するということから有効であるというふうに考えますので、来年度から補助制度を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 次の質問にまいります。

次に、高齢者の健康について、フレイル予防について伺います。

高齢者の健康寿命を延伸する上で、現在注目されているのがフレイル予防です。そこで、本村のフレイル予防に対する基本的な認識をお伺いします。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） フレイル予防ということですが、人は、年をとるとだんだんと体の力が弱くなり、外出する機会が減り、病気にならないまでも、手助けや介護が必要になってくると思います。このように、心と体の働きが弱くなってきた虚弱の状態をフレイルと呼びます。健康な状態を続けるためには、フレイルを予防することが大事になってくると思いますが、波多野議員の質問のところでもお答えしたところではありますが、認知症予防と通じるところがあるんですが、フレイルを

予防し、健康寿命を伸ばすためには、大切な柱として、栄養と運動、社会参加の3つということになります。

栄養の柱としましては、バランスのよい食事をとり体を維持する。そのためには、かむ力や飲み込む力といった口腔機能を維持するということにつながります。

運動の柱としましては、少しの運動でいいので継続して行い、筋力の低下を防ぐことによって転倒、骨折で寝たきりなるリスクを軽減することになると思います。

社会参加の柱としましては、特に社会参加の機会が低下するとフレイルの最初の入り口になりやすいと言われておりますので、地域の活動や趣味のクラブなど、ご自身に合った活動を見つけられるととてもいいのではないかなというふうに考えております。

これらを自分の生活のサイクルに組み入れることで、フレイルを予防できると認識しております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 運動面、栄養面での取り組みはもう開始されている、今後も事業展開していくことだと思います。

フレイル、またはその入り口に立ってしまっている人を一人でも多く見つけ出し、介入し、支援を行うことが必要です。まず、フレイルを知ってもらうための啓発が必要であり、その場を含めて、できるだけ多くの場所でのフレイルチェックの機会の提供が求められます。

高齢者に自身の衰えに気づいてもらい、自発的に健康づくりを促す手段として考案されたのがフレイルチェックです。フレイルの評価基準は、5項目の評価基準や25項目の基本チェックリストなどがありますが、フレイルの早期発見・早期介入のために住民が主体となってフレイル予防に取り組んでいくため、フレイルチェックが考案されました。

本村でもフレイルの啓発とフレイルチェックを実施し、フレイル予防に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 本村では、介護予防のためのはつらつ教室というのを実施しておりますが、その場において、フレイル予防の普及啓発やフレイルチェックを実施しております。この教室は、地域包括支援センターが主体になって介護予防サポーターと協力して行っているところですが、口腔機能の低下を防ぐ体操や椅子に座ってできる筋力トレーニング、渋川地区で推進している体操など、簡単に楽しくできる体操を普及して、フレイルの予防の啓発としております。

また、この教室に参加していただくということ自体が社会参加になりますので、フレイル予防につながっているというふうにも考えます。

もう一つ、フレイルチェックについてということでしたが、はつらつ教室の中で握力測定

や開眼片足立ちなどの体力測定と口腔機能検査を年2回、半年に1回ずつ実施しております。

また、教室のほかにも本年度は村づくり祭におきまして、介護予防サポーターの協力のもと、一般の住民の方にもフレイルチェックを実施させていただきました。こちらは大変好評で、約300名の方に村づくり祭のときに検査を受けていただいたということです。

フレイルチェックを実施するだけでなく、教室のときもそうですけれども、チェックを実施した後、その結果を振り返り、結果を個々にお渡ししながらフレイルに対する関心を高め、生活改善を促しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） もう一点ちょっとお聞きしたいんですけども、広く高齢者の健康をチェックできる機会として高齢者特定健診があります。特定健診に生活機能評価として、低栄養、休まず歩ける距離、歩行速度、片足立ち、人とのつながりなど、最低限の項目を追加することでフレイルの兆候をつかみ、指導に生かすことが可能となります。高齢者の特定健診にフレイルの発見につながる生活機能評価項目を加えるというお考えはあるのか、お伺いします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 健診の項目にということでございますが、議員がおっしゃるように、フレイルなど的高齢者の特性を把握するために、国のほうからも問診項目を、今、議員がおっしゃったように、変えていきたいと思いますところで指示が出ておりますので、来年度から質問票の内容を高齢者の特性に合わせたものに変更して、健診の場面でもそれを用いていきたいと思っております。それによって高齢者の健康状態を総合的に把握して、事業に活用していきたいと思っております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 次に、高齢者の交通安全対策について伺います。

内閣府のアンケートによりますと、80歳以上の4人に1人が車を運転しており、高齢者が運転する機会は、小規模な市町村ほど多いことがわかりました。また、外出する手段が自分で運転する自動車と回答した人が75歳から79歳は45.7%、80歳以上では26.4%、地域別で見ると、東京23区や政令指定都市の50%に対し、人口10万人未満の市では72.9%、町村は75%、80歳以上では58.7%。公共交通手段が限られ、車が買い物や通院に欠かせない生活の足となっていることが浮き彫りとなりました。

本村においても、必要に迫られ、やむなく運転しているという高齢者ドライバーが多いことは想像にかたくありません。現実には、免許を返納したほうがいいのはわかっているが、生活していく上で運転免許がないと困るので返納できずにいるという声もたびたび聞いております。

そこで、本村において、高齢者が第1当事者になってしまった事故件数はどれぐらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 本村のというお尋ねですが、渋川警察署管内、それと榛東村の事故発生状況を申し上げます。

高齢者というのが、統計上65歳以上という年齢でございます。渋川警察署管内、平成28年160件、榛東村がこのうち14件。平成29年は、警察署管内180件、このうち榛東村が10件。平成30年は、182件中14件が榛東村。本年10月末までの件数は、渋川警察署管内142件、うち15件が本村ということでございました。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 高齢者が第1当事者になってしまった件数が予想以上に多いことに驚きました。第1当事者の方は、もちろん人を傷つけようと思って乗っているわけではありませんし、車が凶器になる可能性があることは全てのドライバーに共通することではありますが、高齢のドライバーは、特にその可能性が高いことを念頭に入れておく必要があります。

本村として、高齢者の交通事故の減少策、交通安全対策について、どのような対策を考えているのか伺います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 本村では、高齢者の交通事故の減少を目的といたしまして、運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するために、一昨年度、平成29年度から助成金を交付するという施策を講じております。実績でございますが、平成29年度が64人、昨年度、平成30年度は58人ということでございました。

本年度は、この助成金1万円のほかに、1万7,400円分が使える敬老バスカード、または1万5,000円分使用していただける福祉タクシー券、この3つのうちから、家庭の状況等に応じ、いずれか1つを選択していただけるように、10月から制度を拡充してございます。本年、拡充後の実績でございますが、11月末時点で48名いらっしゃいまして、このうちバスカードが2名、福祉タクシー券が5名という状況でございました。

これ以外にも、警察、あるいは村の交通安全会、あるいは渋川交通安全協会等々と連携をいたしまして、啓発チラシ等によりまして交通安全の呼びかけを行ってございます。

また、高齢者の運転による事故が多発する一方で、交通事故の被害者となる高齢者も多いという状況でございます。本年1月から10月末まで、群馬県内で交通事故による死者が43名いらっしゃいま

した。このうち高齢者は22名、半数以上の方が高齢者ということでございます。この22名のうち自動車運転中が9名、歩行中が7名という状況でございます。歩行中7名のうち夜間の事故が6名、この6人は、全て反射材等を使用していなかったということでございます。

夜間は非常に見えづらいという、皆様はドライバーでございますので、そういう状況は十分おわかりかと思えますけれども、そういった暗い状況の中でも運転者に認知してもらえるように、明るい服装で出かけること、あるいは先ほどの反射材、そういったものを身につけていただけること等について、これも関係機関等と連携して啓発活動も実施しているところでございます。

交通事故は、加害者は無論のこと、被害者になっても日常生活や家族等に多大な影響が出るものがありますことから、これらの活動をより一層充実したものにし、交通事故が減少するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 本年、政府が行った交通安全確保に向けた緊急対策では、最近の高齢ドライバーによる事故の多発を踏まえ、高齢者向けの運転免許の創設を検討するとともに、ペダルを踏み間違えた際の加速制御装置の性能認定制度の導入や、高齢者が車に頼らず暮らせる社会の実現へ、自動運転技術を活用した新たな移動手段の実用化を推進するなどし、安全機能が充実した車の普及を目指すとのこととです。

今後、安全機能が充実した車の普及が進められるとはいえ、まだまだ普及には時間がかかります。そこで、差し当たって交通事故防止対策として考えられる策として、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐなど、事故防止に効果的な装置の取り付けやドライブレコーダーの設置、先進安全自動車の購入は有効かと思えます。これらの購入に補助をする考えがあるか、お伺いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先週でしたが、政府が高齢者を対象といたしました安全装置つき自動車の購入に補助制度を検討しているということが報道されております。早ければ令和3年度にも自動ブレーキ機能の搭載をメーカーに義務づけるというようなことも政府内でほぼ方針が固まったというような報道もございました。

また、今お話のありました自動ブレーキ、あるいはアクセルとブレーキの踏み間違い等の加速抑制装置などを搭載した自動車の購入費補助についても、国のほうで検討を今現在されていると、早ければ本年度の補正予算にも盛り込まれるというような報道もございました。報道ベースではございますが、高齢者を対象としまして、新車1台当たり10万円、軽自動車で7万円程度を補助するというところで今調整をされているということでございます。

後づけ安全支援装置の購入につきまして、補助金を交付しているという市町村もございますけれど

も、今お話し申し上げました国として取り組んでいくというような方向性でございますので、国あるいはほかの自治体の動向等、あるいはまた、装置の性能などについても注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 次の質問に移ります。

地域包括ケアシステムについて伺います。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、たとえ重篤な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するということであります。

そのために地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要です。今後、高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加及びセンターごとの役割に応じた人員体制を強化しなければならないと考えます。

地域包括支援センターは、運営協議会における評価、PDCAの充実等により継続的な評価・点検を強化することや、地域包括支援センターの取り組みに関する情報公表を行うなど、村民にわかりやすく、かつ機能強化を図っていくことについてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 地域包括支援センターは、議員がおっしゃったように、総合支援の相談業務とか権利擁護の業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメントと指定介護予防支援事業業務などに当たっております。

こちらの包括支援センターの業務の機能強化についてということですが、こういった業務を行いながら、地域包括支援センターの事業評価として、介護保険法に基づいて事業評価をするということになっておりまして、評価指標による取り組みなどの確認を行っております。こちらを厚生労働省、国のほうに報告をしております。それによってまた国から結果が返ってきますので、その結果を踏まえて、地域包括支援センターの運営協議会等において点検や助言等をいただきながら、重点改善項目というところが抽出されてきますので、その項目を踏まえて改善策を検討して、また次の事業の充実、機能強化が図れるように検討をしております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け、地域包括ケアシステムの深化・

推進の取り組みをよろしく願いいたします。

続きまして、新しい地域づくり、生活支援、介護予防の充実の推進について伺います。

高齢者福祉計画では、「支援やサービスの担い手となるボランティア等の養成が必要となっており」とあり、高齢者の人口に伴い、ますます外出支援や買い物、調理といった家事支援等の生活支援サービスのニーズがふえることから、多様な担い手による多様なサービスの創出が求められます。そのため村では、地域ニーズとサービスのマッチングを行うため、生活支援コーディネーターを配置するとあります。

現在支援を求める人数に対して、ボランティアの人数の現状について伺います。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 生活支援体制コーディネーターにつきましては、昨年度から社会福祉協議会のほうに委託をしております、コーディネーターを1名お願いしながら、地域の問題点とか、必要とされている支援とか、そういうところを洗い出しをしてもらいながら、どのようなサービスが村に必要なってくるか、そのサービスをどうやったら構築できるか、そういうところを検討するのが生活協議体になっておりますが、その内容につきましては社協に委託をさせていただいておりますので、社協のコーディネーターさんと一緒に検討をしている段階で、まだ具体的にこういうところというところまで活動は正直いっていないところはあるんですが、まず地域に出て、いろんな地域の会合や集まる会にコーディネーターのほうに参加してくれながら、地域の実情を把握するという段階になっております。

もう一つ、ボランティアということでございましたが、今、村のほうで、健康保険課のほうで活動しているところは、ちょっと先ほどの答弁の中にも出てきましたが、介護予防サポーターという方を養成しております。現在登録者が113名おまして、先ほどのフレイルのところでもちょっと触れましたが、介護予防のためのはつらつ教室の運営補助とか、本年度は村づくり祭に出てもらって、フレイルについて広く周知してもらおうお手伝いをさせていただいたりとか、それから、医療・看護・介護連携フォーラムというのを渋川地区3市町村で渋川地区医師会に委託をしながら行っておりますが、そういうところにも榛東村の活動を広めてもらうということで、このサポーターさんが参加をしながら広めていただいております。

地域の皆さんがサポーターになってくれていますので、はつらつ教室に7カ所ということで、波多野議員のときにもちょっとお答えしたと思うんですが、現在7カ所でこの教室を実施しているのを主体となってやったださっているのが介護予防サポーターで、ボランティアとして活動をしていただいております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 今後も、高齢者を支える生活支援サービスの充実に向けての取り組みをよろしくお願いいたします。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

まず初めに、10月に上陸しました台風19号に伴う記録的な暴風雨による全国各地での甚大な被害に際し、心よりお見舞いを申し上げます。

自然災害は、大きな大きな被害をもたらすもの、そして人間の力では避けられないものです。災害が頻発する日本では、その歴史の中で、防災や災害対応の観点から、さまざまな取り組みがなされてきました。その一つに避難生活に関するものがあります。

多くの人が、災害が起きたら近くの体育館などの避難所へ行けば支援物資が支給され、国や自治体が助けてくれると考えています。しかしながら、近年における少子・高齢化や自治体職員の減少などの社会構造の変化によって、阪神・淡路大震災のころにはまだ機能していたこの仕組みに限界が訪れていると言われていています。避難者の多くが高齢者となっていることや、財政や人手不足で公助が限界に来ており、物資の分別も難しかったり、必要な物資が必要なときに届かないなど、現場では多くの問題を抱えています。

その一方で、ここ数年は、豪雨や台風などによる災害が毎年のように起きて甚大な被害をもたらしています。自然災害を避ける手だてはありませんので、被害を最小限にとどめることを考えるしかありません。そのために私たちは、これまでの考え方ややり方を大きく変えて情報をうまく入手し、事前準備や地域との連携をしていく必要があります。

例えば避難所の運営についても、全て自治体の職員任せというわけにはいかないわけで、本村であれば、各区の区長さんや民生委員さんなどと連携した上で、避難者もできる範囲の中で避難所の運営をしていただくことになるのだと思います。災害はいつ、どこで発生するか予測がつかないため、日ごろより有事に備えておく必要性を感じずにはられません。

まず初めに、災害が発生した際には避難所が開設されると思いますが、その避難所の開設手順について伺います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 発災後、避難所を開設するという場合には、村内に避難所は三十数カ所ございますけれども、今、多分議員のコメントにあるのは各区のコミセンなのかなということだと思いますと、各区の区長さん、あるいは区長代理さんに鍵を持っていただいております。村にももちろん鍵はあるんですけども、開設をするというときには、電話連絡なりということで区長さんをお願いをするということにもなる場合もあるのかなというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 午前中の質問でも村上議員がおっしゃっていましたが、たとえ訓練を実施していたとしても、発生当初においては混乱や人員不足等も想定されます。思ったようには行動できないということでもあります。どういう状況下にあっても村民を守るためには、初動期に迅速に避難所を開設しなければなりません。

そこで、参集した誰もがちゅうちょなく実働することが可能となるのが避難所開設キットです。避難所開設・運営に必要なものが全てそのケースに入っており、初めて中身を見た人でも、図解を見ながらすぐに活動することが可能なものです。本村としても、避難所開設キットを各避難所に配備すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 午前中に村上議員からも避難所運営マニュアルはないのかというお尋ねで、今現在整備がされていないという状況でございますので、今、清水議員からございました避難所開設キット、避難所初動運営キットといういろいろな言い方はあるようでございますけれども、こちらにつきましては、発災後3時間程度の行動を想定して、避難所開設の前段階から開設後の初期段階までの行動手順や各種掲示物等が収納されている市販されているものでございまして、今回のご質問をいただきましたので、いろいろ調べてみましたら、それほど高額なものでもないということもございます。

議員ご指摘のとおり、発災当初においては、村の職員の数はもう当然足りませんし、混乱、あるいは人員不足等が想定をされるわけでございます。そのため、迅速に避難所開設を図るために、こういったものを各区のコミセンに備えておくということは大変有効なものであるというふうに考えております。したがって、村上議員にもお答えをいたしましたけれども、来年度、こういったものも念頭に置きながら、各コミュニティセンターに避難所が混乱なく開設できるようにということで、こういったマニュアルを整備していきたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 次に、マイ・タイムラインについて伺います。

国交省のホームページには、大人向けの手引きとともに、小・中学生に向けたマイ・タイムライン検討ツール～逃げキッド～が掲載されており、学校の授業や防災教育などで活用している自治体もあります。このマイ・タイムラインを広く周知、活用し、大人から子どもまで日ごろから災害について考え、自分自身の災害行動・計画を立てておくことは重要かと思えます。本村としてもマイ・タイムラインに取り組む考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねのマイ・タイムラインにつきましては、国土交通省ですとかほかの市町村、あるいは都道府県レベルのホームページで、防災に関する知識を習得しながら、最終的に家族で話し合いながらマイ・タイムラインシートを作成するというような工夫をされているホームページもございます。

そういったものを活用して住民の方にも周知をしてみたいというふうには考えるんですけども、今まで村といたしましても、広報紙、村のしんとう広報で年に1度、必ず防災関係の特集を組ませていただいております、本年は6月号巻頭の特集で掲載をさせていただいたんですけども、毎年行っているこの特集で、イの一番、まず第一に掲げているのが、家族で防災会議をしてくださいというようなことを書かせていただいております。

当然、それぞれ自分の命を自分で守るというようなことも今言われるようになっておりますけれども、ご家族でまずどんなときにどこに行くんだとか、自分がどこにいても例えば家族はここで集合しようねとか、そういった形でご家族で話し合ってくださいということは、防災に対する意識づけをしていただくということでも大変重要なことですので、マイ・タイムラインについても前向きに検討させていただきながら、また広報紙の紙面等についても、充実したものにしていきたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 次に、防災アプリについて伺います。

自治体が配布している防災マップや防災ガイドをスマートフォンやパソコン、タブレットで見られるアプリにして情報を提供するものですが、避難所の情報やGPS機能で自分の現在地もわかるので、今いる場所との位置関係もわかります。

災害時は、情報伝達の手段として、電話やパソコンが使えなくとも住民が情報を得ることができ、また、身近なスマートフォンなどから浸水情報や避難場所などの情報をいつでも確認できるようにするため、民間事業者の技術や知恵を活用したスマートフォンやタブレット向けの防災アプリを榛東村に合った情報を掲載する形で導入を検討するべきだと考えますが、お伺いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今お話しいただきましたウェブ版の防災アプリにつきましては、お話しいただいたとおりですけれども、地図データを活用してマップ上に浸水想定区域等を表示したり、避難施設等もあわせて表示することができるということで、また、スマートフォン、あるいはタブレット端末のGPS機能を利用して現在地から選択した避難所までの距離を測定したりとか、非常に有効なものであるということでございます。

また、加えまして、個人所有のスマートフォン等に防災行政無線の音声、あるいは文字情報を配信

することができるというようなアプリもあるようでございます。既にそういったものを利用して、防災行政無線の補完機能として活用している自治体もあるということでございます。

これらのアプリを作成している民間事業者は多数ございます。また、それぞれいろいろな特色がございます。そういった部分、あるいは経費面につきまして、比較検討をしてみたいというふうを考えております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 次に、小児がんの早期発見について伺います。

我が国では、小児の死亡原因の第1位というのがんであります。子どもの死亡原因は、4歳までは先天異常が第1位ですが、それ以降は、事故などの病死以外の原因を除けば、がんが死亡原因の第1位なのです。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えています。

小児がんの発症数は年間に2,000人から2,500人、群馬県内では、年間およそ20人から30人と推測されています。小児がんを扱う医療施設は全国に200程度ありますが、患者数が少ないこともあり、そのほかの多くの医療機関では、小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な診断と医療を受けられないことが懸念されています。

そこで国では、昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っています。群馬県内には拠点病院はなく、一番近いのはさいたま市の埼玉県立小児医療センターとなりますが、県内では、群馬大学附属病院と県立小児医療センターを中心に、小児がん患者に対する専門的な医療の提供が行われていますので、早期発見、診断さえ適切に行われれば、適切な医療を受けることが可能です。

そこで、小児がんの早期発見のため、本村ではどのような取り組みを行っているのか伺います。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 榛東村では、乳幼児健診は、母子保健法に基づいて実施をしております。法定健診を含め、3カ月児、7カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、2歳児、2歳6カ月児、3歳児、5歳児を対象として健診を行っております。2歳6カ月児は歯科、5歳児は発達を見ることに重点を置いておりますが、そのほかの健診は、総合的に、全般的に体や発達を見るということで健診を実施しております。

健診では、特に小児がんという大人のがん検診のような検診ではございませんが、保健師により、問診項目や母子健康手帳の保護者の記録から身体発育や精神発達の状態を確認し、また、お子さんの観察と保護者からの聞き取りで問診を行っております。次に、小児科医が発育・発達状態を再度医師の目で確認をしていただき、さらに全身を診て総合的に健診を行っております。

このように、診察や問診から必要に応じて医療に結びつけることにより、がんを含めて、病気の早期発見と保護者への支援などの早期対応に努めております。

○議長（南 千晴君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 幼い命を守るために、重層的な取り組みが行われていることに感謝いたします。

一つの小児がんの早期発見につながる取り組みについてお伺いします。

小児がんの中に網膜芽細胞腫という目のがんがあります。これは眼球内に発生する悪性腫瘍の一つで、多くは5歳までのお子さんが発症します。小児期に発症する眼球内腫瘍の中では最も頻度が高く、日本においては1万5,000人から1万6,000人に1人、年間70人から80人の新規発症例があります。このがんは、5歳までに95%が診断されており、その多くは、家族が子どもの目の異常に気づき、受診に至っています。素人でも症状に気づきやすい小児がんと言えます。

腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球は、摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多いのですが、そのためにも早期発見が重要なことは言うまでもありません。網膜芽腫瘍は白色瞳孔や斜視の症状があらわれるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば、早期発見につなげることができます。

そこで、万全を期して、乳幼児健診のチェック項目に白色瞳孔を追加する必要性があると考えますが、伺います。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 乳幼児健診の際は、村のほうで保健師が検討しまして乳幼児のカルテを作成しております。そのカルテの中の問診項目には、今、議員がおっしゃった網膜芽細胞腫についての項目は今現在は載せていないんですが、ただ、健診時に必ず持参するものに母子健康手帳というのがございます。この手帳には、保護者が記録する項目が月齢ごとにあるんですけども、その6から7カ月児の欄に、瞳が白く見えたり黄緑色に光って見えたりすることがあるか、また欄外に、「瞳が白く見えたり黄緑色に光って見えたりするときは目の病気の心配があります。すぐに眼科医の診察を受けましょう」という記載がございます。母子健康手帳は全てのお母さん、子どもさんが持っておりますので、ここの記載だけではないんですが、該当する月齢の欄の母子健康手帳のところは、健診の際に医師や保健師はここの記載も確認しておりますので、健診の項目には現在ないんですけども、確認する手だてにはなっていると考えております。

お子さんによっては母子健康手帳の記載が全然ないという方も中にはいらっしゃいますので、保護者には、母子健康手帳はよく目を通していただいて、お子さんの記録を残すよう促しもその際にしております。

また、平成29年度からですが、弱視や斜視の早期発見のために、3歳児健診において屈折検査というものを導入しております。網膜芽細胞腫の症状の一つに先ほど議員も斜視があるというふうにおっしゃっていましたが、この屈折検査は斜視の発見にも有効でありますので、3歳児の時点ではあります。網膜芽細胞腫の早期発見の取り組みの一つになっていると考えます。

○議長（南 千晴君） 以上で8番清水健一議員の一般質問を終了いたします。



## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時57分散会

令和元年第4回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

12月13日(金)

# 令和元年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

---

令和元年12月13日（金曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和元年12月13日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第103号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 2 議案第107号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 3 議案第108号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 4 議案第104号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第105号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第106号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第 97号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 98号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 99号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第100号 榛東村交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第101号 榛東村条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第102号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第13 総務産業建設常任委員会所管事務調査結果報告
- 日程第14 文教厚生常任委員会所管事務調査結果報告
- 日程第15 議会広報常任委員会所管事務調査結果報告
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
8番	清 水 健一 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企画財政課長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住民生活課長	村 上 誠 君
健康保険課長	安 田 睦 君	産業振興課長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久保田 邦夫 君	上下水道課長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君		

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。



## ◎日程第1 議案第103号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第103号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） おはようございます。

それでは、議案第103号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

議案書につきましては18ページ、議案参考資料につきましては25ページお願いいたします。

まず、議案書のほうです、議案書18ページお願いします。

一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ2億1,785万1,000円を加え、総額を60億4,953万7,000円とするものでございます。

また、第2条におきまして繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入におきましては寄附金、ふるさと納税ですが、寄附額が当初予想よりも伸びているため増額、それから交付額確定に伴います特定防衛施設周辺整備調整交付金の減額のほか、事務事業の進捗に応じました国庫支出金、県支出金の増減などがございます。

歳出におきましては、ふるさと納税に対します返礼に係る経費の増額、それからCSF予防対策費を計上したほか、事業費の確定または確定見込みに伴います増減をお願いするものでございます。

また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の10月補正に対応するため、それぞれの科目におきまして村の負担金の増減を行うものでございます。

議案書のほう22ページお願いいたします。

第2表、繰越明許費といたしまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、村単独道路新設改良事業、社会資本整備総合交付金事業（道路・橋りょう）、それから橋りょう維持費、これらの事業につきましては、現在、道路や橋りょうの設計業務等の委託を発注しています。このほどの台風19号におきま

して、近隣でも大きな被害がございまして、その復旧作業を優先させるため、こちらに記載の事業につきましては年度内の完了が困難になると見込まれますことから、それぞれ記載の金額について翌年度に繰り越しを行おうとするものでございます。

続きまして、議案参考資料の28ページお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。主立ったものを説明させていただきます。

16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらにつきましては交付額の確定によりまして330万5,000円を減額するもので、昨年度とほぼ同額の8,569万5,000円の交付となります。

そのほか、16款国庫支出金及び次のページにかけて17款県支出金につきましては、事業内容の変更や交付額の決定による増減が主なものとなっております。

続きまして、29ページの一番下です、19款1項1目寄附金、2億2,000万円の増です。こちらにつきましては、ふるさと納税で当初予想を大きく上回るご寄附をいただける見込みで増額するものでございます。

続いて、歳出に移ります。31ページお願いいたします。

2款1項6目7節賃金から13節委託料までは、ふるさと納税促進事業で寄附をしてくださった方々への返礼に係る経費などの増額であります。

続いて、36ページお願いいたします。

中段であります。3款2項2目児童措置費3,730万5,000円の増ですが、保育園に対しましての補助単価の改定と園児数の増加による予算増でございます。

続きまして、38ページお願いいたします。

下段のほうですが、6款1項4目畜産業費120万4,000円と、次のページ、6款2項1目林業総務費40万5,000円は、CSF対策で野生動物侵入防止柵の設置についての補助金やイノシシの捕獲推進、イノシシ捕獲用おりを購入する経費を計上しているものでございます。

一般会計補正予算（第4号）の説明は以上であります。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第103号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第103号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第103号 令和元年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すること  
に賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第2 議案第107号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算 （第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第107号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予  
算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

[上下水道課長 山口誠一君発言]

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第107号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予  
算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では一般会計繰入金の減額並びに公営企業会計適用債の借り入れ  
予定額の減額であります。

歳出では、一般経費として公会計移行支援業務に係る入札執行により本年度事業費確定見込みによ  
る減額と、昨年度借り入れた企業債の額の確定による下水道事業債の元金並びに利償還の額の確定に  
基づき減額補正を行うものでございます。

議案書32ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の補正として歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,275万7,000円を減  
じ、補正後の総額を4億6,760万9,000円とするものでございます。

次に、議案書35ページをごらんください。

地方債の第2表、地方債の補正でございます。

地方債の借り入れ限度額を200万円とするものでございます。

主要事項につきまして、議案参考資料によりご説明を申し上げます。

議案参考資料67ページをお願いいたします。

参考資料67ページ中段、主要事項でございます。

歳入予算では、1款1項一般会計繰入金175万7,000円の減、8款1項公営企業会計適用債、こちらを1,100万円の減でございます。

歳出では、1款1項一般経費で1,093万2,000円、4款1項元金償還費47万3,000円、4款1項利子償還費135万2,000円のそれぞれの減額でございます。

その他の説明については、省略をさせていただきます。

以上で議案第107号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第107号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第107号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第107号 令和元年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第3 議案第108号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第108号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第108号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では分担金及び負担金、使用料及び手数料に係る歳入補正並びに公営企業会計適用債の借り入れ予定額の減額であります。

歳出では、総務費として公会計移行支援業務に係る入札執行により本年度事業費確定見込みによる減額及び管理費として農業集落排水への新規接続工事等の費用を増額補正するものでございます。

議案書36ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減じ、補正後の総額を1億8,567万6,000円とするものでございます。

次に、議案書39ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。

地方債の補正につきましては、借り入れ限度額を100万円とするものでございます。

議案参考資料72ページをごらんください。

中段、主要事項でございます。

歳入予算では、1款1項分担金として96万円、2款1項使用料として4万円の増額をそれぞれ見込み、7款1項村債では900万円の減額を見込んでおります。

歳出予算につきましては、1款1項総務費として900万円の減、2款1項管理費として100万円の増となっております。

なお、その他の説明については省略させていただきます。

以上で議案第108号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第108号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第108号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第108号 令和元年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第4 議案第104号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第104号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第104号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書は23ページ、議案参考資料47ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ231万円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,430万1,000円とするものでございます。

議案参考資料の主要事項について説明をいたします。

初めに、歳入です。

4款1項国庫補助金、補正額16万5,000円は国民健康保険制度関係業務事業費補助金で、システム改修に係る補助金でございます。

5款1項県補助金、補正額43万9,000円の減は、保険者努力支援交付金、特別調整交付金等の交付決定による補正でございます。

7款1項他会計繰入金689万9,000円は、主に保険基盤安定繰入金、保険税軽減分と保険者支援分について交付申請額の確定により増額するもの、そして国・県負担金を合わせて一般会計から繰り入れるものでございます。職員給与費等繰入金としては、歳出に計上しているシステム改修費分を事務費として繰り入れるものです。

7款2項基金繰入金、補正額431万5,000円の減は、歳入の増加により基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出です。

1款1項総務管理費、補正額231万円は、マイナンバーカードを使いオンラインで国保の資格確認

等ができるシステムを導入するための改修費でございます。

48ページからの事項別明細書については、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第104号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第104号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第104号 令和元年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第105号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第105号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議案第105号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書26ページ、議案参考資料54ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ397万2,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,050万1,000円とするものです。

議案参考資料、主要事項について説明申し上げます。

初めに、歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料、補正額397万2,000円は、後期高齢者医療保険料の徴収の増加見込みによるものでございます。

次に、歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額397万2,000円は、後期高齢者医療保険料の増額見込みによる納付金の増額でございます。

55ページからの事項別明細書については、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第105号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第105号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第105号 令和元年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第106号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第106号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第106号 榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書は29ページ、議案参考資料は59ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ335万8,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,491万3,000円とするものでございます。

議案参考資料、主要事項にて説明をさせていただきます。

2款1項国庫負担金67万3,000円、3款1項支払基金交付金90万8,000円、4款1項県負担金42万円は、当初予算より保険給付費、主に介護予防サービス費と高額介護サービス費の増加が見込まれ、歳出を増加したことによる増額でございます。

7款1項一般会計繰入金105万1,000円は、保険給付費に加え介護認定審査会のシステム改修により事務費繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出です。

2款2項介護予防サービス給付費100万円と、同じく2款2項地域密着型介護予防サービス給付費100万円は、要支援認定者が利用する介護予防サービス費と地域密着型介護予防サービス費について、当初見込みより利用者の増加が見込まれ増額をするものでございます。

2款3項高額サービス費120万円は、高額介護サービス費について当初見込みより増加が見込まれ、増額するものでございます。

4款1項介護給付費準備基金積立金87万9,000円の減は、介護予防給付費等の支出増が見込まれるため、基金への積み立てを減額するものでございます。

60ページからの事項別明細書については、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第106号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第106号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第106号 令和元年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第7 議案第97号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第97号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第97号について説明申し上げます。

議案書、議案参考資料ともに1ページでございます。

議案参考資料によりまして説明申し上げます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

第1条は趣旨規定でございまして、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定める旨を規定してございます。

第2条は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務及び一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務におきまして、公務の能率的運営を確保するため必要である場合には任期を定めて職員を採用することができる旨を規定してございます。

第3条第1項につきましては、第2条に掲げる業務につきまして、短時間勤務職員の任期を定めた採用を行える旨を、また第2項におきまして、住民に対するサービス提供体制の充実を図る場合、第3項においては部分休業等、介護休暇、それから育児休業でございますけれども、そういった部分休

業等を取得する職員の業務の代替といたしまして、それぞれ任期付短時間勤務職員を採用できる旨を規定してございます。

第4条は、第2条第1項第1号、一定の期間内に終了することが見込まれる業務に係る職員につきまして、任期の特例を適用する旨を規定してございます。

第5条におきましては、法に定められました範囲内で任期を更新することができる旨を規定してございます。

第6条におきましては、任期付短時間勤務職員の給料月額算定等についての規定でございます。

第7条は、任期付職員に対する榛東村職員の給与に関する条例の規定の適用除外に関する規定及び技術的な読みかえに関する規定でございます。

第8条では、条例の施行に関しまして必要な事項は規則で定める旨を規定してございます。

附則の関係でございますけれども、附則第1項においては、この条例は令和2年4月1日から施行する旨を規定しており、また附則第2項で榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正いたしまして、任期付短時間勤務職員の勤務時間については、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当たり31時間までの範囲内で任命権者が定める旨を規定してございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第97号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第97号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第97号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第 8 議案第 9 8 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい  
て**

○議長（南 千晴君） 日程第 8、議案第 98 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第 98 号について説明申し上げます。

議案書は 5 ページ、議案参考資料は 8 ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例 6 本になりますが、関係条例の整理を行うものでございます。また、あわせて字句の整理を行うものでございます。

第 1 条で改正いたします榛東村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員に対する規定の適用につきまして、パートタイムの会計年度任用職員には給料ではなくて報酬を支給することになるため、その旨の規定を加えるものでございます。

第 2 条で改正いたします榛東村職員の分限に関する手續及び効果に関する条例につきましては、会計年度任用職員の任期が 1 会計年度限りとされることに伴いまして、休職の期間について所要の改正を行うものでございます。

第 3 条で改正します外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例につきましては、地方公務員法第 22 条第 2 項から第 7 項までにおいて規定されています臨時的任用につきましては、改正後は地方公務員法第 22 条の 3 として規定されることになることに伴いまして、条件付採用について定めている規定について引用条項の改正を行うものでございます。

第 4 条で改正します榛東村職員の育児休業等に関する条例につきましては、会計年度任用職員は勤勉手当は支給されないことから、会計年度任用職員を除く改正を行うもの、これは 7 条第 2 項の関係でございますけれども、また、育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整を行うことができる職員から会計年度任用職員を除くもの、これは第 8 条の第 1 項関係でございます。それと、常勤職員の給与条例とは別に、9 月議会で可決いただきました会計年度任用職員の給与に関する条例が制定されましたため、会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の取り扱いに関する規定を加える改正を行うものでございます、これは 22 条の改正関係でございます。

第 5 条で改正いたします公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、地方公務員

法の条項が改正によりずれたということでございますので、引用条項の改正を行うものでございます。

第6条で改正いたします榛東村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、改正後の地公法第58条の2第1項におきまして、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、この条例の公表の対象となるということでございますので、これに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

これらの改正条例につきましては、来年4月1日、令和2年4月1日から施行するものといたします。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第98号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第98号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第98号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第99号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第99号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第99号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は8ページ、議案参考資料は11ページでございます。

議案参考資料によりまして説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。また、あわせて字句の整理を行ってございます。

まず、第1条関係でございますけれども、趣旨規定の整理を行うものでございます。

第2条関係でございますが、条例定数の適用除外となる臨時的任用職員の範囲を、臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定する旨の改正を行うものでございます。

第3条第1項関係でございますが、教育委員会関係の字句整理を行うもので、第2項関係では教育委員会において定数の弾力運用を行える旨を規定するものでございます。

第4条関係でございますけれども、給食職員等につきましては定数から除外する旨の規定を置くものでございます。

附則の関係でございますが、附則第1項におきましては、令和2年4月1日から施行する旨を規定してございます。また、附則第2項では、榛東村職員の旅費に関する条例につきまして、定数条例の一部改正に伴う所要の改正を行っております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第99号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第99号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第99号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第100号 榛東村交通指導員設置条例を廃止する条例の制定  
について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第100号 榛東村交通指導員設置条例を廃止する条例の制定  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

[総務課長 清村昌一君発言]

○総務課長（清村昌一君） 議案第100号について説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案参考資料は17ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、交通指導員を非常勤特別  
職として設置することができなくなったため、本条例を廃止するものでございます。

廃止条例の施行日は、令和2年4月1日からということをお附則第1項で規定してございます。また、  
附則第2項では、交通指導員の廃止に伴いまして、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償  
に関する条例別表第1におきまして規定されております交通指導員の項を削る改正を行うものでござ  
います。

なお、交通指導員の職務につきましては、令和2年度以降も必要なものであることから、有償ボラ  
ンティアとしてその職務を存置する予定としております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第100号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第100号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第100号 榛東村交通指導員設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第101号 榛東村条件附採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第101号 榛東村条件附採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第101号について説明申し上げます。

議案書は13ページ、議案参考資料は19ページでございます。

議案参考資料によりまして説明申し上げます。

条件附採用期間中の職員の分限につきまして、地方公務員法第28条の規定に準じまして改正を行うとするものでございます。また、あわせて字句の整理を行ってございます。

初めに、題名、それから第1条の関係でございますけれども、地公法の改正によりまして、「条件附採用」という、「附」という漢字です、それが「附」から「付」に地公法が改正されたということに伴いまして、同様の改正を行うものでございます。

第2条の関係でございますけれども、同条におきまして定めております分限免職を行える事由を、地公法第28条の規定に準じたものとする改正でございます。

また、第3条では、これまで定めがなかった分限免職の手続を定めるものでございます。

また、第4条におきましては、条例の実施について必要な事項を任命権者が定めることができる旨を新たに定めるものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第101号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第101号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第101号 榛東村条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第12 議案第102号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第102号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第102号について説明申し上げます。

議案書は15ページ、議案参考資料は21ページでございます。

議案参考資料によりまして説明申し上げます。

令和2年4月1日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります群馬東部水道企業団、これは太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の3市5町で構成されておりますけれども、当該企業団が別表第2の1の項の事務、常勤の職員に係る退職手当の支給事務の共同処理をすること、それと同組合の組織団体であります藤岡市が別表第2の3の項の事務、消防団員及び消防吏員に関する賞じゅつ金の支給事務でございますが、こちらの事務につきまして共同事務を開始するということに伴います規約改正でございます。

また、あわせて、規約別表について、組織団体であります一部事務組合の設立日の編成順に並べか

えを行える改正を行うというものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第102号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第102号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第102号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について、原案のとおり可決することと賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 総務産業建設常任委員会所管事務調査結果報告

○議長（南 千晴君） 日程第13、総務産業建設常任委員会所管事務調査結果報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長から、本件について調査結果を報告したいとの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

10番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 総務産業建設常任委員会中間報告を申し上げます。

当委員会における閉会中の継続調査項目について、過日、視察研修を実施いたしましたので報告いたします。

去る11月26日、静岡県御殿場市に所在する陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地において視察を実施し、当駐屯地の装備品や組織編制、地域住民とのかかわりについて視察してまいりました。

11月27日には神奈川県大井町を訪問し、平成27年10月23日に締結いたしました当村との大規模災害時における相互応援に関する協定書に関連し、大井町の防災対策について視察してまいりました。

また、同日、神奈川県愛川町を訪問し、地場産業のブランド化の取り組みや有害鳥獣対策について研修してまいりました。

それぞれ本村と共通する課題が多く、大変参考となる視察研修となりました。

以上で中間報告を終了いたします。

○議長（南 千晴君） 以上で、総務産業建設常任委員会における所管事務調査の報告とさせていただきます。

---

#### ◎日程第14 文教厚生常任委員会所管事務調査結果報告

○議長（南 千晴君） 日程第14、文教厚生常任委員会所管事務調査結果報告を議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長から、本件について調査結果を報告したいとの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会中間報告。

当委員会における閉会中の継続調査項目について、過日、視察研修を実施いたしましたので、報告いたします。

去る10月23日、神奈川県大井町を訪問し、未病改善施設ビオトピア及び学校給食センターを視察してまいりました。

神奈川県では、急速なスピードで進む超高齢化社会に対し、県西地域を未病の戦略的エリアと位置づけ、町の既存施設を活用し、体験型施設、地元の食材を提供するレストランやマルシェを併設して未病の改善に取り組んでいるということでした。

給食センターの視察では、施設概要や取り組みについて説明受け、地場産の食材が全体の約35%を占めるなどJAと連携を図り、積極的に取り組んでいるということでした。

10月24日は、東京都福生市の防災食育センターを訪問しました。当該施設は、避難所、災害備蓄庫、応急給食施設等の総合的な防災機能を備え、平常時には学校給食を提供する災害対応施設です。施設の特徴として、生野菜の提供が可能、零度に近い冷水供給、殺菌効果の高い微酸性電解水生成装置の導入など、本村の給食センターの建て事業に大変参考になりました。

以上で中間報告を終了いたします。

○議長（南 千晴君） 以上で、文教厚生常任委員会における所管事務調査の報告とさせていただきます。

## ◎日程第15 議会広報常任委員会所管事務調査結果報告

○議長（南 千晴君） 日程第15、議会広報常任委員会所管事務調査結果報告を議題といたします。

議会広報常任委員会委員長から、本件について調査結果を報告したいとの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

6番小野関治義議員。

〔議会広報常任委員会委員長 小野関治義君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（小野関治義君） 議会広報常任委員会中間報告を申し上げます。

当委員会における閉会中の継続調査項目のうち1、議会だよりの編集について、2、村民に興味を持たれる写真と文章についてに関連し、過日、群馬県町村議会議長会主催による議会広報研修会に参加してまいりましたので、報告いたします。

研修会では、広報紙制作のスキルポイントに対する全体講義の後、本村の議会だより第87号を題材としてクリニックを受講しました。読み手の視線の流れに注視したレイアウトや住民にわかりやすい編集を心がけることなどのアドバイスとともに、全体としては見出しの文字の大きさ、視認性のよさ、住民の目を引く写真の活用など工夫がなされているという高評価をいただきました。

今後も引き続き、住民にわかりやすく読みやすい議会だより制作のため、調査研究していきます。

以上、中間報告を終了いたします。

○議長（南 千晴君） 以上で、議会広報常任委員会における所管事務調査の報告とさせていただきます。

---

## ◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

## ◎日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

## ◎日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

## ◎日程第19 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第19、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第16から日程第19までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



## ◎日程第20 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第20、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

山口宗一広域議員から報告を求めます。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 11番議員の山口です。

広域の定例会の報告をいたします。

令和元年10月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合定例会の報告。

令和元年10月18日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和元年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合定例会が開催されました。

議案は、一つ、老朽化した水槽付消防ポンプ車の更新について。一つ、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、一つ、平成30年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について、一つ、令和元年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）について、以上の4議案が上程され、慎重審議の上、全て原案どおり可決されました。

詳細について、少々ご説明させていただきます。

1つ目の消防ポンプについては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車ございまして、金額が5,659万5,000円です。

それから、3つ目の決算の、30年度の決算ですが、歳入は30億8,700万円余りで、また歳出は30億2,200万円余り、差額が6,400万円余りということでございます。

歳入の主なるものは、3市町村の分担金及び負担金で26億7,300万円余り、約86%余りでございます。うち、本村の負担金は3億6,300万円余りでした。主な内容の多いものは、消防費、これが2億円余りで約56%余りと、そういうことでございました。

以上、報告とします。

○議長（南 千晴君） 山口議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。



## ◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

12月5日の開会以来、本日までの9日間、4名の議員による一般質問、本年度補正予算などについて審議がなされ、議決いただき、本議会が閉会できますことに対し厚く御礼申し上げます。

令和元年も残すところ半月余りとなりました。来る令和2年が住民皆様にとって平和ですばらしい年となりますよう願うとともに、議員各位におかれましては、お体に気をつけてよき新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上で、令和元年第4回榛東村定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時2分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 川 田 敏 彦

榛東村議会議員 小 野 関 治 義